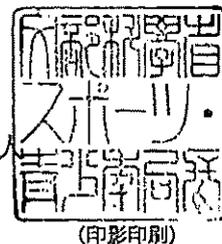




25文科ス第339号  
平成25年8月26日

各都道府県知事 殿  
各都道府県教育委員会教育長

文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保 公



体育・スポーツ施設における安全確保について（依頼）

このことについては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）において、国及び地方公共団体は、安全の確保等を図ったスポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の改善、指導者等の配置その他必要な施策を講ずるよう努める旨、規定されています。

また、東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井及びエスカレーター等が複数脱落したことを踏まえ、建築物関係法令が今般一部改正され、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付けや天井等の脱落防止措置などの規定が盛り込まれました。（別紙1参照）

他方、貴県（都道府）教育委員会の御協力を得て実施した「公立社会体育施設耐震改修状況調査」では、構造躯体については、昭和56年以前に建設された施設の約8割、非構造部材については、全体の約9割が耐震化未対応（耐震診断・点検未実施のものを含む。）となっています。（別紙2参照）

また、毎年、水泳プール等での事故防止のため、安全確保の依頼を行っているところです。

このような中、今夏、公立スポーツ施設の天井脱落事故が2件、学校水泳プールの水循環口吸着事故が1件発生しました。

については、上記調査結果及び別添文書を御参照・御参考の上、特に、施設の耐震化については、学校施設環境改善交付金（社会体育施設耐震化事業等）その他国庫補助制度を御活用いただき、体育・スポーツ施設のハード及びソフト両面における安全の確保に万全を期すようお願いいたします。

なお、このことについて、域内の市（区）町村に対して周知くださるよう重ねてお願いいたします。

（別添文書）

- ・学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（平成25年8月7日付け25文科施第201号）
- ・大規模空間を持つ文教施設の吊り天井の脱落対策について（平成25年8月20日付け25施企第12号）
- ・水泳等の事故防止について（平成25年5月16日付け25文科ス第105号）

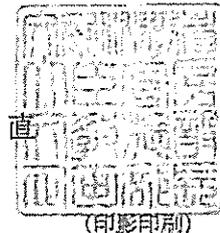
[本文書に関するお問合せ先]  
スポーツ・青少年企画課施設係  
電話 03-5253-4111（内線2672）



25文科施第201号  
平成25年8月7日

各 国 公 私 立 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
関 靖



### 学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（通知）

学校施設における天井等落下防止対策については、「学校施設における天井等落下防止対策等の推進について」（平成24年9月18日付24文科施第289号）等により、屋内運動場等の天井等の速やかな落下防止対策の実施をお願いしているところですが、このたび、建築物の天井脱落対策の強化を趣旨とした関連政令及び告示（以下「技術基準」という。）<sup>※1</sup>が公布されました（別紙1）。

このような中、文部科学省では、技術基準の内容に沿った点検及び対策の実施に資するよう、このたび、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（以下「手引」という。）<sup>※2</sup>を作成しました（別紙2）。

については、各学校設置者においては、技術基準及び手引を踏まえ、下記の点について留意の上、既存の屋内運動場等の天井等落下防止対策の一層の推進を図るとともに、このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事においては所轄の私立学校に対して周知を図られるようお願いいたします。

※1 建築基準法施行令の一部を改正する政令について（国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000414.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000414.html)

特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（官報ホームページ）

<http://kanpou.npb.go.jp/20130805/20130805g00170/20130805g001700001f.html>

※8月5日の官報に掲載

本改正は、建築物を建築する際に当該基準への適合を義務づけるものですが、基準制定の趣旨及び学校施設の特性等に鑑み、文部科学省として、既存の屋内運動場等に対しても対策の実施を要請することとしています。

※2 学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成25年8月）（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/08/1338394.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/08/1338394.htm)

（手引は上記よりダウンロード願います。なお、製本した手引は、別途、学校設置者に送付します。）

### 記

#### 1. 屋内運動場等の天井等の総点検の実施について

##### (1) 天井

屋内運動場等（武道場、講堂及び屋内プールを含む。以下同じ。）の大規模な空間の天井については、学校施設の特性を踏まえ、特定天井（建築基準法施行令第

39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。) \*\*に該当するものに加え、以下の①、②のいずれかに該当する天井についても準じて扱うこととし、原則としてこれらは全て総点検を実施されるようお願いします。その際、手引を活用し、目視あるいは図面診断で危険性が高いことが確認された時点で、実地診断を行うまでもなく、天井撤去などの対策を検討するなど、迅速かつ効率的に総点検を実施されるようお願いします。(手引p.9～参照)

① 高さが6 mを超える天井

② 水平投影面積が200㎡を超える天井

\* 屋内運動場におけるアリーナなど、その施設の主な用途として使用される大規模空間を指す。よって、例えば器具倉庫や更衣室といった室は含まない。また、点検の結果、これらの空間の天井の質量が2 kg/㎡以下のものについては対策の対象から除く。

\*\* 建築基準法施行令第39条第3項の特定天井（平成25年国土交通省告示第771号第二抜粋）  
特定天井は、吊り天井であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。  
一 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの  
二 高さが6メートルを超える天井の部分で、その水平投影面積が200平方メートルを超えるものを含むもの  
三 天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の1平方メートル当たりの質量をいう。以下同じ。）が2キログラムを超えるもの

(2) 照明器具、バスケットゴール等

屋内運動場等の大規模な空間の照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものについては、吊り天井の有無に関わらず、総点検を実施されるようお願いします。(手引p.55～参照)

(3) 鉄骨屋根定着部コンクリート、水平ブレースの接合部等

屋内運動場等の天井等の総点検を実施する際、手引において落下防止対策等の対策が必要とされた鉄骨屋根定着部コンクリートや水平ブレースの接合部といった関連する構造体の点検についても実施に努められるようお願いします。(手引p.61～参照)

2. 屋内運動場等の天井等の落下防止対策の実施について

(1) 天井

天井については、上記総点検により判明した状況等に加え、以下の点も踏まえ、危険度の高いものから優先的に耐震対策を実施されるようお願いします。(手引p.43～参照)

① 天井の耐震対策としては、手引で示す対策手法（i）天井撤去、ii）天井の補強による耐震化、iii）天井の撤去及び再設置、iv）落下防止ネット等の設置）が考えられますが、手引を活用した点検を実施した際、“撤去等検討”に該当した場合は、補強による改修工事が実質的に困難であり児童生徒等の安全に万全を期す観点から、天井撤去を中心とした対策を検討されるようお願いします。また、天井を再設置する場合にも、落下しても人に危害を及ぼす可能性の低い軽量の天井にするなど、安全面を十分考慮の上、対策を実施されるようお願いします。

② 天井撤去に伴い、断熱性能や吸音性能など環境条件が変化し使用に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じ、断熱・音響等の対策を実施されるとともに、消防法等関係法令を遵守されるようお願いします。

③ 現在進行中の屋内運動場等の新增改築又は改修事業で、工事の着手が技術基準の施行前となるものにおいて特定天井に該当する天井を計画している場合、同基準が施行されると、当該基準で定めた構造方法を満たさないものは竣工と同時に既存不適格建築物の扱いとなります。このため、このような場合は、天井の必要性を再検討の上、可能な限り、天井を設置しない又は軽量の天井にするなど、設計変更等の検討をお願いします。なお、技術基準で定めた構造方法を満たす特定天井を計画・設計するためには、今後国土交通省で作成される技術資料の内容も十分に踏まえる必要があることに留意願います。

(2) 照明器具、バスケットゴール等

屋内運動場等の照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものについて、総点検の結果を踏まえ、必要な落下防止対策を実施されるようお願いします。なお、天井材に埋め込まれる形で設置されている照明器具については、天井撤去に伴い、梁等の支持材に直接取り付けの形に改修するなど、必要な対策を実施されるようお願いします。(手引p.55～参照)

(3) 鉄骨屋根定着部コンクリート、水平ブレースの接合部等

関連する構造体の対策については、耐震性がない施設の耐震化を実施した上で、耐震性が確保されている施設においても、手引で示された定着部コンクリートの破壊・落下防止対策、水平ブレースの耐震対策といった関連する構造体の耐震対策について検討し実施に努められるようお願いいたします。(手引p.61～参照)

3. その他

屋内運動場等以外の施設\*\*\*において特定天井を有するものについても、安全確保の観点から、速やかに点検を実施した上で、技術基準や手引を参考に、落下防止対策を講じられるようお願いします。

\*\*\* 校舎のエントランスや多目的スペース、図書室、食堂など屋内運動場等以外で大規模な天井を有する施設

(本件連絡先)

【通知全体について】

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室防災推進係、施設防災企画係

電話：03-5253-4111 (内線2235、3184)

【公立学校施設の財政支援等について】

大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係

電話：03-5253-4111 (内線2463)

【国立学校施設の財政支援等について】

大臣官房文教施設企画部計画課安全推進係

電話：03-5253-4111 (内線2548)

【私立学校施設の財政支援等について】

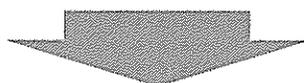
高等教育局私学助成課助成第二係

電話：03-5253-4111 (内線2774)

## 建築基準法施行令の一部改正と関係告示等について

### ■建築基準法の天井脱落に係る規定

- 建築基準法では、天井について、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない旨規定【建築基準法施行令第39条】



### ■建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化

天井脱落対策に係る基準を定め、建築基準法に基づき、新築建築物等への適合を義務付け（平成25年7月政令公布、同年8月告示公布、ともに平成26年4月施行予定）

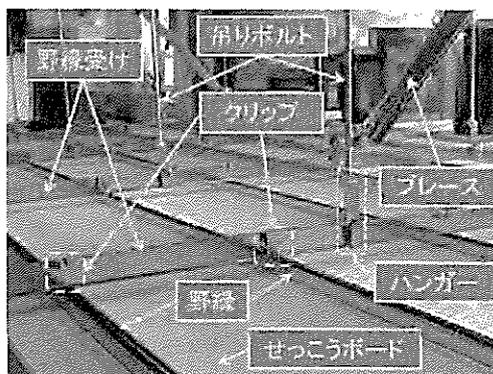
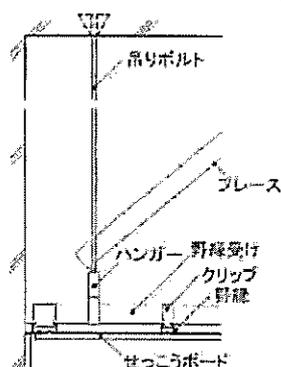
対象：6m超の高さにある200㎡超の吊り天井

基準：吊りボルト等を増やす、接合金物の強度を上げるなど

### ■天井脱落対策に係る基準の内容

	現 状	基準(仕様ルート)
クリップ、ハンガー等の接合金物	引っ掛け式等で地震時に滑ったり外れるおそれ	ねじ留め等により緊結
吊りボルト、ブレース等の配置	設計により様々	密に配置 ・吊りボルト 1本/㎡ ・強化したブレース 基準に従って算定される組数
吊り長さ	設計により様々	3m以下で、概ね均一
設計用地震力(水平方向)	実態上、1G程度	最大2.2G
クリアランス	実態上、明確に設けられていない	原則、6cm以上

### ■現状の在来工法による天井の構成例

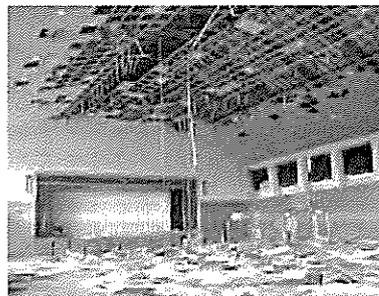


### ■天井脱落対策に係る既存建築物への対応

- ネットやワイヤの設置の基準について、増改築時に適用できる基準として位置付け
- 防災拠点施設など特に早急に改善すべき建築物\*について改修を行政指導
  - \* ア、災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設
  - イ、固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- 定期報告制度の活用による状況把握
- 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の活用による改修費用への支援

## 背景

- ・東日本大震災では、非構造部材で甚大な被害が生じ、学校の屋内運動場等の天井材が全面落下した事象等が多数発生。
- ・昨年5月以降、有識者会議\*で屋内運動場等の天井等の落下防止対策を中心に検討。同年9月、全国の学校設置者に対し天井等の総点検及び対策を要請。
- ・国土交通省において、建築基準法施行令等を改正し、吊り天井に関する技術基準を制定（平成25年8月公布、26年4月施行）。



※「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議」(主査:岡田恒男 日本建築防災協会理事長)

「技術基準」を踏まえ、既存の屋内運動場等の吊り天井等について、点検と対策の手順や内容等をわかりやすく解説した手引を作成。

## 主な内容

### 第1章 屋内運動場等における天井等落下防止対策の考え方

- ・致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等は緊急性をもって優先的に対策を実施。
- ・構造体の耐震化が図られている施設であっても天井等の落下防止対策が必要。

### 第2章 天井等総点検用マニュアル

☆対策工事の要否を迅速かつ効率的に判断するため、詳細な実地診断等を行わずとも対策の検討に着手できるフローチャートを提示（別添参照）

#### 第1節 天井の耐震点検と対策の実施

○天井の耐震点検から対策の実施までの手順を5つのステップに分けて解説。

（天井の耐震性に関する基本項目）

- ・壁際のクリアランス（隙間）の有無
- ・天井の耐震措置に関する特記事項の有無
- ・斜め部材の有無
- ・屋根形状と天井形状の比較による吊り長さの違い

➡ 外観からの目視等により大半が点検可能

○①天井撤去、②補強による耐震化、③撤去及び再設置、④落下防止ネット等の設置という手法を示しつつ、確実な安全確保方策として「天井撤去を中心とした対策の検討」を要請。

○天井撤去と併せて断熱・吸音等の工夫を施したケーススタディも提示。



天井撤去後の屋根面に吹付け材を塗布し断熱性能等を確保



#### 第2節 照明器具・バスケットゴール等の取付部分との耐震点検と対策の実施

#### 第3節 関連する構造体の耐震点検と対策の実施

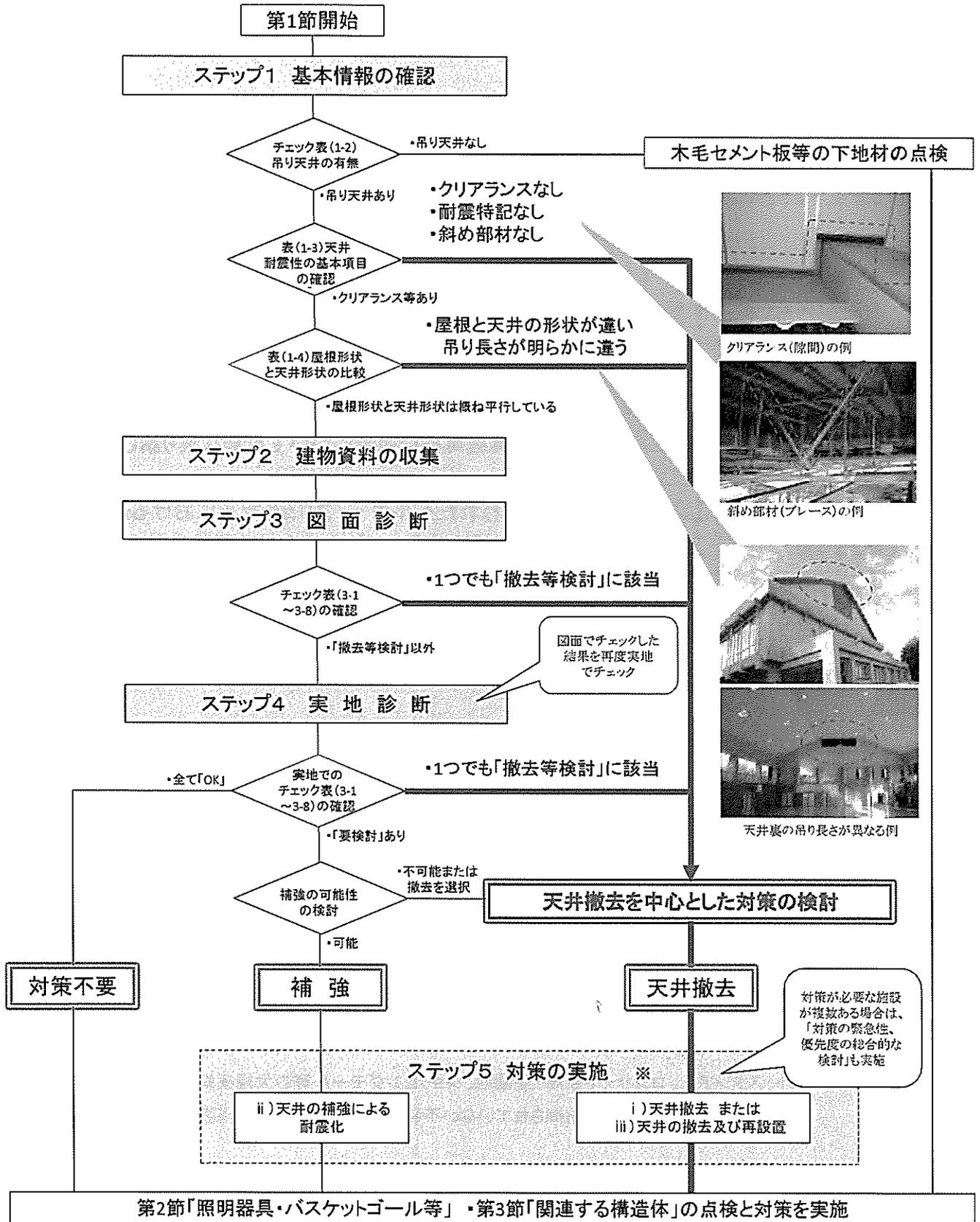
- ・第2節、第3節の耐震点検と対策は、吊り天井の有無にかかわらず実施する。

### 第3章 震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリストの活用

○二次災害防止の観点等から震災後の余震に備えた緊急点検チェックリストを提示。

天井等総点検用マニュアルのフローチャート  
「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」より

別添



※ 対策を実施するまでの間の応急的な措置として「落下防止ネット等の設置」を実施する場合を含む



事 務 連 絡

平成 29 年 2 月 13 日

各都道府県スポーツ施設主管課長 殿

各指定都市スポーツ施設主管課長 殿

スポーツ庁参事官(地域振興担当)

ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について(協力依頼)

内閣官房は、政府関係機関と事業者・施設管理者とが緊密に連携し、ソフトターゲット(※)におけるテロ対策を推進すべく、平成 28 年3月に事業者・施設管理者が行っているテロ対策のベストプラクティスを「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」として取りまとめたところ、文部科学省においても関係機関に対して、ソフトターゲットとなり得る事業者・施設管理者に共有・周知し、実施可能な対策について可能な限り講じるよう推奨させていただいたところです。

こうした中、昨年には空港・地下鉄が狙われたベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件(3月)、レストランが襲撃されたバングラデシュ・ダッカにおける襲撃事件(7月)、不特定多数の群衆に車両が突入したフランス・ニースにおけるテロ事件(7月)やドイツ・ベルリンにおけるクリスマス・マーケットへのトラック突入事件(12月)が発生したように、ソフトターゲットに対するテロ事案が頻発しているところ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控える我が国においてもソフトターゲットにおけるテロ対策をより一層深化・強化していく必要があります。

そこで、今般、内閣官房が関係省庁と連携して、「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」につき、伊勢志摩サミットに際してソフトターゲットとなり得る事業者・施設管理者が導入・実施したテロ対策を新たに盛り込む等の改訂をいたしました(別添参照)。関係機関におかれては、所管する事業者・施設管理者に本資料を周知し、実施可能な対策を可能な限り講じていただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては別紙に基づき域内の市区町村への周知をお願いいたします。

なお、対策を実施することにより施設イメージが損なわれる場合や必要な予算・人員を措置する余裕がない場合等があり、実施困難な対策もあることから、実施の要否については、事業者・施設管理者の判断に委ねるよう願います。

※ソフトターゲット：スタジアム、コンサート会場、遊園地、ショッピングモール等の大規模集客施設その他の自衛隊や警察によって防御されていない不特定多数者が集合する施設・場所。

【問い合わせ先】

スポーツ庁参事官(地域振興担当)施設企画係

電話 03-6734-3773(直通)

# ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス

平成28年3月29日初版

平成29年1月27日改訂

## 1 テロ対策への意識の向上・取組体制の構築

テロ対策の責任者を指定するとともに、施設の従業員全員がテロ情勢等についての危機意識を共有し、組織全体としてテロ対策に取り組むための態勢を構築する。その際、テロ等各種事案に応じた対処マニュアルを整備し、従業員に周知することや、定期的に訓練を実施することなども効果的である。

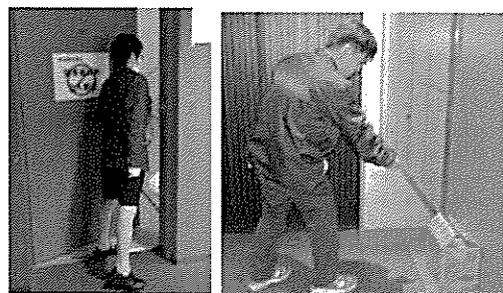
### テロ対策の責任者・担当者の指定・設置

施設のテロ対策を担う責任者・担当者を指定・設置し、テロ発生時の対応要領の作成、テロ対処訓練の実施、資機材の管理・整備等に当たらせる。

### 全従業員による日常的な警戒活動の実施

従業員の日常業務に不審者・不審物の探索等の警戒活動を組み入れ、結果について報告する体制を構築する。

また、施設利用者がアクセスする場所に加え、倉庫や従業員用トイレなど従業員・出入業者のみがアクセス可能な場所も常に整理整頓を心掛け、不審物の探索等を容易にする。



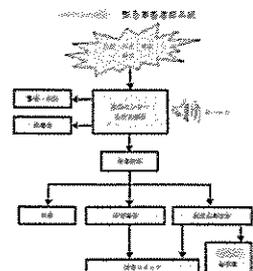
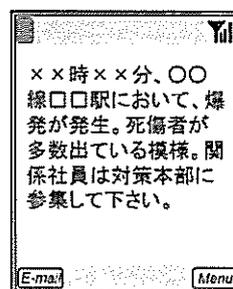
### 警察機関等との連携の強化

警察機関等との連携を強化し、テロに対する危機意識の共有、テロ情勢の把握、専門知識の獲得に努めるとともに、テロ発生を想定した合同訓練や施設におけるテロ対策をチェックする警備診断等を実施する。

### テロ等各種事案に応じた対処マニュアルの整備・周知

#### テロ発生時、不審者・不審物発見時の連絡・対応要領

テロ発生時、不審者・不審物の発見時等の連絡・対応要領、警察・消防・海上保安機関等への通報要領等を整備し、従業員に周知徹底する。



#### 窓口スタッフの対応要領

爆破予告やテロ予告等の情報を受ける可能性のある電話受付担当者、訪問受付担当者の対応要領を整備し、従業員に周知徹底する。

#### 対応要領の常時携帯

要約・小型化した対処要領を作成し、従業員・警備員等に常時携帯させる。

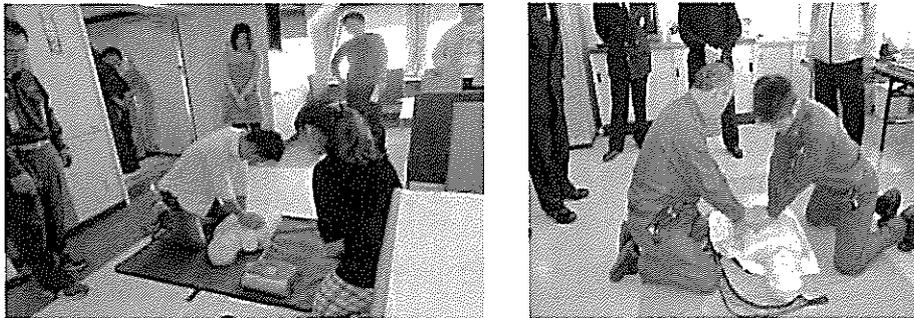
## テロ対処訓練の実施

従業員・出入業者等が参加するテロ対処訓練を定期的の実施し、テロ発生時の対応要領について確認するとともに、参加者のテロ対策への意識を高める。  
また、警察・消防・海上保安機関、周辺の民間事業者等と共同で訓練を実施することで、より実態に即した訓練が可能となる。



## 救命講習の受講

テロ発生時に被害者に適切な応急手当てを施せるように従業員・警備員等による救命講習を実施する。



## 従業員・出入業者によるテロ対策ワッペン等の着用

従業員・出入業者にテロ対策に従事している旨のワッペンを着用してもらうことにより、テロ対策への共通認識を醸成するとともに、ワッペンを目にする施設の利用者の協力を得る。



## 2 「見せる警戒」「施設利用者の協力」によるテロ対策

ソフトターゲットとされる施設は、多数の出入口が設置され、利用者が自由に入出入りすることができることから、従業員・警備員による巡回警備や警察機関による警戒だけでは、不審者・不審物の発見は困難である。そこで、従業員・警備員が警戒を行う際には、その状況を積極的に見せるとともに、施設の利用者に対しても、不審者・不審物の発見、発見時の連絡・通報の協力を要請するなどして、テロリストに対する威嚇効果、テロに対する抑止効果を高める。

### 従業員・警備員による警戒態勢を明示した巡回警備

従業員・警備員が施設内を巡回し、不審者・不審物の発見に努める。その際に、「警備中」、「警戒中」等と記した腕章・ゼッケン等を着用することにより、施設が警戒態勢を取っていることを対外的に明示する。

また、警備巡回ルート・時間を固定化させないことで、テロリストから狙われにくい施設であることを示す。



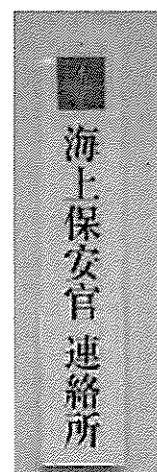
### 従業員・警備員による手荷物検査等の実施

出入口が限られる劇場・スタジアム等の施設やクルーズ船等の入場口において、手荷物確認を行う旨の案内を表示してテロリストに対する抑止効果を高めるほか、従業員・警備員による視認や金属探知機等を用いた手荷物検査を実施し、不審物の持込みを防止する。

さらに、施設等に送付される郵便物・荷物等のX線検査を実施する。

### 警察機関との連携を明示

警察官・海上保安官等とともに巡回警備を実施するほか、「警察官立寄り所」、「海上保安官連絡所」等のステッカーを掲げるなど、施設が警察機関と緊密に連携をとっていることを明示する。

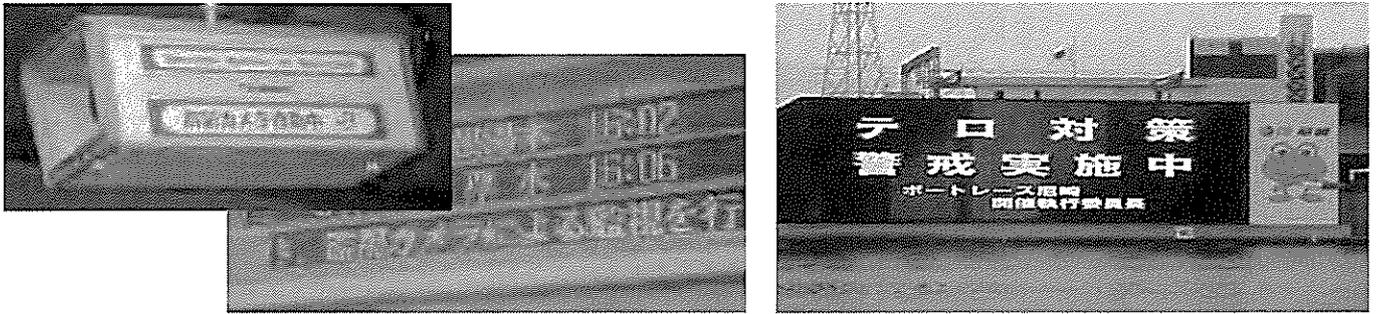


### 夜間における屋内外の照明点灯

室内灯や屋外照明を夜間に常時点灯又はセンサーライトを使用することで、24時間体制で警戒していることを示し、不審者の施設内や敷地内への侵入を抑止する。

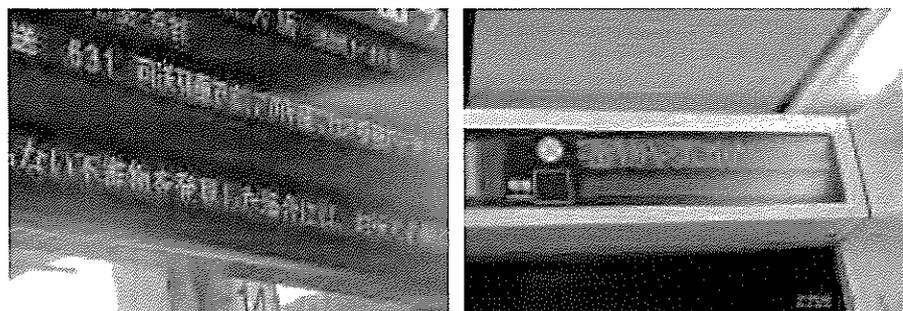
## 不審者・不審物に対する警戒強化の放送・表示

テロへの警戒を行っていることを施設内外の電光掲示板や大型モニターに表示させたり、「防犯カメラ作動中」等のメッセージを明示する。



## 不審者・不審物発見時の協力の要請

利用者に対し、施設内の不審者・不審物への注意を喚起し、これらを発見した際に、従業員・警備員等へ通報・連絡の協力を要請するため、カード・パンフレットの配布、掲示や放送等による呼び掛けを行う。



## 不審者・不審物発見時の連絡手段の整備・周知

利用者が不審者・不審物等を発見した際に、従業員・警備員、警察機関等に通報・連絡するための「非常用インターホン」、「防犯ボタン」等を整備し、その利用について、使用法等を掲示する。

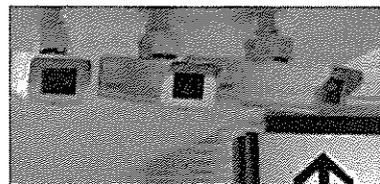


### 3 環境・資機材等の整備によるテロ対策

防犯カメラや緊急連絡・通報用の設備等の資機材を導入・整備するとともに、従業員等のIDカードの着用、立入制限エリアとパブリックエリアの区別の明確化、人目のつきやすい場所へのゴミ箱の集約などを実施することにより、テロ対策に適した環境を整備する。

#### 防犯カメラの設置・増設

テロ発生時に容疑者特定の重要な手がかりとなる、防犯カメラを増設・設置する。この際、防犯カメラの映像を用いた不審者・不審物検知システムを導入することにより、不審者・不審物の早期発見に繋がる。

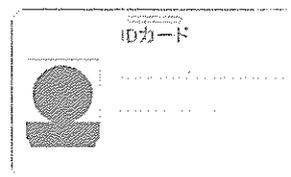


#### 迅速に連絡・通報できる非常用ボタンの設置

テロの発生、不審者の侵入、不審物の発見等の不測の事態が発生した際に、利用者受付や施設内テナント・売店等から警備室、防災センター等に直接連絡・通報できる非常用ボタンを設置し、迅速な連絡が取れる体制を構築する。

#### 従業員・出入業者の識別票等の着用

従業員・出入業者、利用者等に名札・IDカード、入館証等を着用させることにより、部外者等との識別を徹底する。また、識別証、制服、社用車などの紛失盗難防止も徹底する。



#### 車両入構証の発行、放置車両の撤去

従業員・出入業者に車両入構証を発行し、施設へ入構する車両に表示させることで、不審車両を排除する。また、不審車両の検索を容易にするため、施設内や施設周辺に放置されている車両を撤去するほか、長時間駐車している車両に撤去の警告書を貼付し、不審車両への警戒が容易な環境を整備する。

#### 立入制限エリア・パブリックエリアの分離

従業員・出入業者等だけが立入可能なエリアと誰でも立入可能なエリアをセキュリティゲート・施錠・シャッター等によって明確に分離したり、ICカード等によって従業員・出入業者等の入退室管理を行う。

また、施錠不備等があった際に従業員・警備員、防災センター等へ自動的に連絡するシステムを導入することなどにより、更に厳格な警戒が可能となる。

このほか、施設の出入口の使用を最小限にとどめることで、警戒範囲のコントロールが可能となる。



## ゴミ箱の削減・集約、透明ゴミ箱の設置

施設内のゴミ箱を必要最小限の数に削減するとともに、従業員・警備員等の目の届く場所、人目のつきやすい場所へ集約し、中身の見える透明ゴミ箱を設置する。



## コインロッカーの使用制限

テロリストに狙われる可能性が高まる国際的大規模イベント等の実施期間中に、爆弾等が設置され得るコインロッカー、冷蔵ロッカー等の使用を中止する。

## 点検口、消火栓設備扉等の封印

トイレの点検口、消火栓設備等の扉を封印することで、不審物が設置される可能性を排除する。

## 防犯・退避用資機材の整備

不審者に対処するための刺又、利用者を退避させるための誘導灯、メガホンなどを整備し、不測の事態に備える。また、テロ対処訓練等に際し、これら資機材の取扱講習を実施する。



事 務 連 絡  
平成 2 9 年 1 2 月 7 日

各都道府県スポーツ施設主管課 御中  
各指定都市スポーツ施設主管課 御中

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

### 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

文部科学省では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく「文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画」（平成 17 年 10 月 13 日付け 17 文科施第 231 号文部科学大臣・スポーツ庁長官・文化庁長官決定）において、公立社会体育施設の設置者等に対し、公立社会体育施設における安全確保及び安全指導体制等に関する計画等の整備や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する啓発等について必要な指導助言及び支援等を行うこととしています。

テロ・ミサイル等突発的に大規模な災害をもたらす得る危機が発生するような状況に対しては、これまでも「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成 29 年 2 月 13 日付け事務連絡）等において、「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」を周知し、実施可能な対策を可能な限り講じていただくことをお願いしてきたところです。

現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が万が一、我が国領域内に落下する可能性も考慮し、貴課におかれては、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、各公立社会体育施設において、下記事項について適切に取り組まれるよう、御指導等をお願いします。

なお、「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号消防運第 24 号）を参考に、別紙のとおり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動例について取りまとめたので、各公立社会体育施設や地域の実態に応じた対応を検討する際に御活用ください。（詳細については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）を御確認ください。）

また、政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、利用者等を必要以上に不安にさせることがないように十分配慮ください。

### 記

- 1 公立社会体育施設の設置者等は、当該自治体の国民保護計画を参考にしな

がら、屋内だけでなく屋外での活動も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、危機管理に関するマニュアル等の見直しを行っていくこと。

- 2 公立社会体育施設の設置者等は、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の利用者等の避難誘導等の安全確保の方策について、全職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 公立社会体育施設の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。
- 4 公立社会体育施設の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

このことについて、都道府県におかれては、域内の市区町村へ周知徹底を図られるようお願いいたします。

<p>【問合せ先】 スポーツ庁参事官（地域振興担当） 施設企画係 TEL : 03-6734-3773（直通） E-mail : stiiki@mext.go.jp</p>
--

( 別 紙 )

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について  
(平成29年4月21日付け消防国第38号, 消防運第24号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は, Jアラートを通じて, 防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか, 緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので, メッセージが流れたら, 落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・ 近くの建物の中や地下などに避難する。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は, 物陰に身を隠すか地面に伏せ, 頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・ できるだけ窓から離れ, できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・ 車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため, 車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街がない場合, 車から離れて地面に伏せ, 頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
  - ・ 近くにミサイルが着弾した場合は, 屋外にいる場合は, 口と鼻をハンカチで覆いながら, 現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
  - ・ 屋内にいる場合は, 換気扇を止め, 窓を閉め, 目張りをして室内を密閉する。
  - ・ 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため, テレビ・ラジオ・インターネット等を通して, 情報収集に努めるとともに, 行政からの指示があればそれに従って, 落ち着いて行動する。

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会社会教育施設主管課  
各都道府県・指定都市社会体育施設主管課 御中  
各都道府県・指定都市文化施設主管課

文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
文化庁文化芸術文化課

### 社会教育施設の安全性の確保について（周知）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

文部科学省では、別紙のとおり「学校におけるブロック塀等の安全点検等について」（平成30年6月19日付け30文科施第112号大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長通知）を発出しているところです。

また、国土交通省では、以下URLのとおり、広く一般の建築物を対象に建築物の既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成するとともに、特定行政庁に対し、所有者等に向けて注意喚起するよう要請しているところです。（[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000731.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000731.html)）

社会教育施設（社会体育施設、文化施設を含む。以下同じ。）は住民の身近な学習の場であり、多くの地域住民が集まる施設です。各社会教育施設設置者におかれても、当該社会教育施設の安全性の確保に御高配を賜りますようお願いいたします。

このことについて、都道府県主管課におかれては、域内市区町村の社会教育施設主管課に対し、本件について周知いただくよう併せてお願いいたします。

〈本件に関する問合せ先〉

（社会教育施設）

文部科学省生涯学習政策局社会教育課連携推進係

TEL：03-5253-4111（内線 3455、2974）

（社会体育施設）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）施設企画係

TEL：03-5253-4111（内線 3773）

（文化施設）

文化庁文化芸術文化課文化活動振興室劇場音楽堂担当

TEL：03-5253-4111（内線 3163）

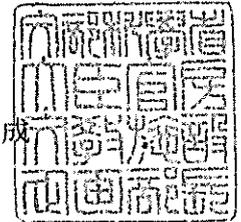


30文科施第112号  
平成30年6月19日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
附属学校を置く各国公立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体の長

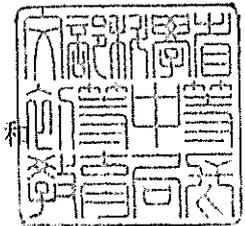
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
平井 明 成



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
高橋 道 和



(印影印刷)

### 学校におけるブロック塀等の安全点検等について（通知）

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、文部科学省では従来から、「学校施設の維持管理の徹底について」（平成27年10月30日通知）等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な維持管理をお願いしています。

つきましては、各学校設置者におかれては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに、注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようお願いします。

また、各学校においては、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月文部科学省）において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要。」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう、指導を徹底するようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、都道府県知事及び各

指定都市市長においては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して周知いただくようお願いします。

なお、追って近日中に、各学校設置者における取組に関する進捗状況を調査する予定であることを申し添えます。

<本件に関する問い合わせ先>

(学校におけるブロック塀の安全点検に関すること)

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設企画課防災推進室施設防災企画係  
TEL：03-5253-4111（内線2235、3184）

(登下校時の安全に関すること)

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課防災教育係  
TEL：03-5253-4111（内線2670）

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

各都道府県スポーツ施設主管課  
各指定都市スポーツ施設主管課  
御中

スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
原 口 大 志

社会体育施設における熱中症事故の防止について（依頼）

近年、スポーツ活動中をはじめとして、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移しています（別添 1）。

熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

政府としては、毎年 4 月 1 日～9 月 30 日を期間とする「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、本キャンペーンでは住民の熱中症予防行動を促すため、各省庁が連携して時期に応じて適切な呼びかけを行うなど、国民や関係機関への周知等を強化します。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことにも留意し、各位におかれては、下記を参照し、社会体育施設における熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

なお、都道府県スポーツ施設主管課におかれては、所管の市区町村スポーツ施設主管課（指定都市を除く）に対して本件を周知されるようお願いします。

記

1. 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（令和元年 5 月改訂、公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」について、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。
2. 環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）では、熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）、熱中症への対処方法に関する知見等の情報を提供していますので、適宜、御活用ください。  
また、令和 4 年 4 月 27 日から「熱中症警戒アラート」（別添 2 参照）が全国で運用開始されまし

た。これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるものです。本情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、運動・スポーツを行う際には、三つの密（密閉、密集、密接）のいずれかに該当する場所を極力避け、空いた時間、場所を選んで実施するよう周知ください。

また、十分な距離（少なくとも2 m以上）を確保できる場合にはマスクの着用は必要ないこと、マスクを着用しないで運動やスポーツを行う場合は、上記の感染拡大を予防するための対策を講じることについても、注意喚起をお願いします。特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨することについて十分な周知をお願いします。

マスクを着用して運動やスポーツを行う場合は、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取ること等、無理をしないことについて、注意喚起をお願いします。

このほかの感染対策については、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン」（令和3年11月16日改訂）を参照の上で、必要な措置を講じてください。

#### <参考>

スポーツ庁及び関係省庁のホームページにおける参考サイトを以下に記載いたしますので、適宜ご参照ください。なお、以下のリンク先につきましては、今後の状況に応じ情報が更新される場合がありますので、随時最新情報を確認するようお願いします。

#### ○スポーツ庁

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン（令和3年11月16日改訂）  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)
- ・学校体育施設・公共スポーツ施設の整備  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/1380329\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm)

#### ○環境省

- ・熱中症予防情報サイト  
<https://www.wbgt.env.go.jp/>

#### ○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（令和元年5月改訂）  
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>

#### ○厚生労働省

新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

#### 【本件担当】

スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
施設企画係 担当：岡川  
アドレス：stiiki@mext.go.jp  
電話：03-5253-4111(内線3773)

# 「熱中症警戒アラート」について

令和4年度は4月27日(水)から10月26日(水)まで実施

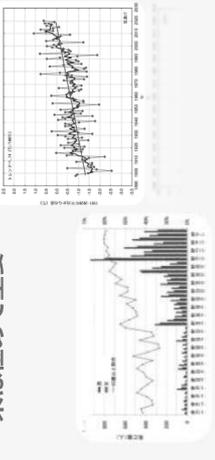
環境省 × 気象庁

## 熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

### 1. 背景

- 熱中症による死亡者数・救急搬送人員は高い水準で推移しており、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要



### 2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い暑さ指数 (WBGT) を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数 (WBGT) とは、人間の熱バファンスに影響の大きい **気温 湿度 輻射熱** の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

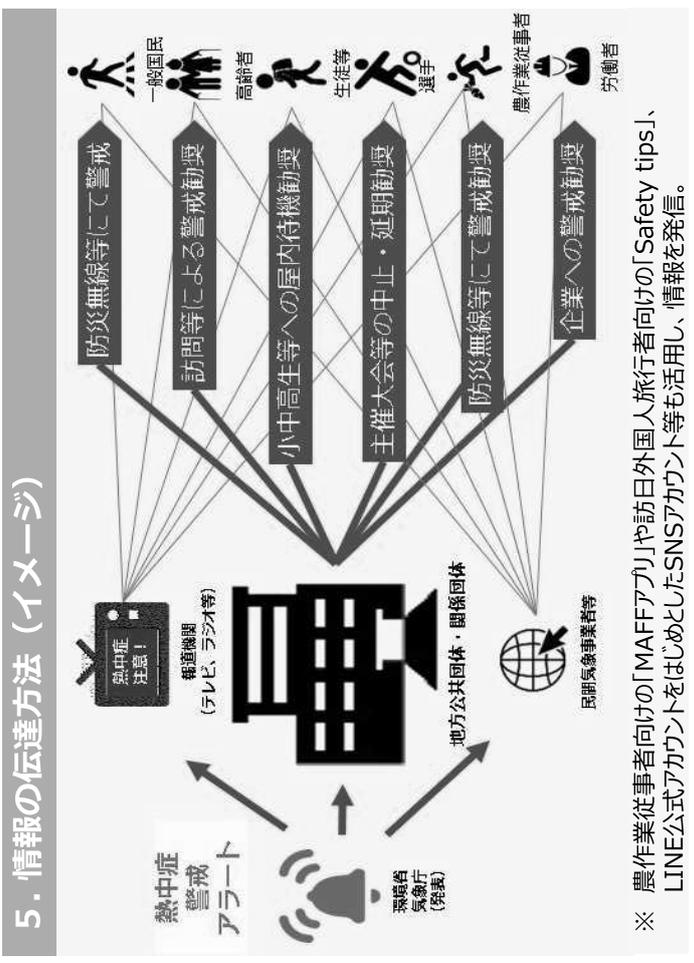
※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照

### 3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT) が33以上になると予測した場合に発表

暑さ指数 (WBGT)	注1) 注2) 注3) 注4) 注5) 注6) 注7) 注8) 注9) 注10) 注11) 注12) 注13) 注14) 注15) 注16) 注17) 注18) 注19) 注20) 注21) 注22) 注23) 注24) 注25) 注26) 注27) 注28) 注29) 注30) 注31) 注32) 注33) 注34) 注35) 注36) 注37) 注38) 注39) 注40) 注41) 注42) 注43) 注44) 注45) 注46) 注47) 注48) 注49) 注50)	熱中症予防情報
33以上	暑さ指数が33以上になると予測される場合は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される。外出はなるべく避け、涼しい場所にとどまる。	熱中症予防情報
28~31℃	暑さ指数が28~31℃になると予測される場合は、熱中症の危険性がやや高い暑熱環境が予測される。外出は涼しい服装で、早めの帰省の上で行動する。	熱中症予防情報
25~28℃	暑さ指数が25~28℃になると予測される場合は、熱中症の危険性がやや低い暑熱環境が予測される。運動や重い作業は避け、涼しい服装で行動する。	熱中症予防情報
21~25℃	暑さ指数が21~25℃になると予測される場合は、熱中症の危険性が低い暑熱環境が予測される。運動や重い作業は避け、涼しい服装で行動する。	熱中症予防情報

注1) 日本生気象学会指針より引用  
注2) 日本スポーツ協会指針より引用



### 6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。
  - ▶ 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
  - ▶ 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
  - ▶ 身の回りの暑さ指数 (WBGT) を確認し、行動の目安にする。
  - ▶ エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
  - ▶ のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

### 7. 令和3年度の実績

全国における **発表地域：53地域/58地域**  
**発表日数：75日/183日**  
**延べ発表回数：613回**  
 ※4/28~10/27時点

## 41 熱中症による救急搬送状況（令和3年）

別添2

### 「都道府県別の年齢区分別、初診時における傷病程度別救急搬送人員」

都道府県		令和3年5月1日～9月30日											
		年齢区分別（人）					初診時における傷病程度別（人）						
		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
1	北海道	0	12	145	618	1,171	1,946	7	66	629	1,189	55	1,946
2	青森県	0	3	72	156	318	549	6	11	195	334	3	549
3	岩手県	0	3	49	174	377	603	3	18	189	387	6	603
4	宮城県	0	13	118	346	478	955	2	25	495	433	0	955
5	秋田県	0	6	40	135	373	554	5	33	190	312	14	554
6	山形県	0	1	59	167	370	597	4	25	209	318	41	597
7	福島県	1	3	71	305	539	919	3	29	258	628	1	919
8	茨城県	1	4	97	485	672	1,259	1	35	489	734	0	1,259
9	栃木県	0	2	79	273	358	712	0	24	261	427	0	712
10	群馬県	0	9	97	262	462	830	0	22	384	424	0	830
11	埼玉県	0	12	245	951	1,494	2,702	2	69	896	1,735	0	2,702
12	千葉県	1	25	175	791	1,011	2,003	1	40	686	1,276	0	2,003
13	東京都	0	21	261	1,317	1,847	3,446	1	104	1,162	2,178	1	3,446
14	神奈川県	0	35	255	856	1,098	2,244	0	65	850	1,328	1	2,244
15	新潟県	0	5	93	362	632	1,092	4	37	406	642	3	1,092
16	富山県	0	1	39	81	227	348	2	9	135	202	0	348
17	石川県	0	1	39	150	336	526	0	18	156	352	0	526
18	福井県	0	2	32	81	176	291	1	7	125	158	0	291
19	山梨県	0	5	28	125	201	359	0	7	143	209	0	359
20	長野県	0	7	63	167	427	664	1	17	277	369	0	664
21	岐阜県	0	4	91	282	485	862	1	26	365	468	2	862
22	静岡県	1	12	116	380	597	1,106	0	28	382	696	0	1,106
23	愛知県	1	27	291	965	1,308	2,592	1	31	688	1,872	0	2,592
24	三重県	0	5	66	256	426	753	3	12	145	500	93	753
25	滋賀県	0	2	55	144	277	478	1	10	89	378	0	478
26	京都府	0	6	86	307	655	1,054	0	12	208	825	9	1,054
27	大阪府	0	16	304	1,011	1,513	2,844	3	20	599	2,222	0	2,844
28	兵庫県	0	18	238	619	1,219	2,094	3	34	598	1,459	0	2,094
29	奈良県	0	5	82	212	309	608	0	12	166	430	0	608
30	和歌山県	1	5	39	144	282	471	1	10	102	357	1	471
31	鳥取県	0	2	34	92	217	345	1	7	165	172	0	345
32	島根県	0	1	42	86	203	332	0	16	156	160	0	332
33	岡山県	0	13	93	301	630	1,037	3	30	327	664	13	1,037
34	広島県	0	6	77	347	696	1,126	2	22	467	635	0	1,126
35	山口県	0	1	58	153	287	499	0	4	146	349	0	499
36	徳島県	0	6	39	100	262	407	3	9	116	206	73	407
37	香川県	1	3	49	124	223	400	2	20	160	218	0	400
38	愛媛県	0	3	53	165	364	585	2	17	169	397	0	585
39	高知県	0	0	24	127	278	429	0	12	107	269	41	429
40	福岡県	0	15	217	692	1,093	2,017	2	18	896	1,076	25	2,017
41	佐賀県	0	6	51	162	228	447	0	6	137	286	18	447
42	長崎県	0	3	63	234	376	676	0	11	298	367	0	676
43	熊本県	0	7	123	319	597	1,046	1	34	635	376	0	1,046
44	大分県	0	5	52	150	391	598	2	10	295	291	0	598
45	宮崎県	0	3	58	168	414	643	0	21	223	395	4	643
46	鹿児島県	0	2	98	263	634	997	2	20	432	543	0	997
47	沖縄県	0	13	54	354	411	832	4	30	257	512	29	832
合計【人】		7	359	4,610	15,959	26,942	47,877	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877
割合		0.0%	0.7%	9.6%	33.3%	56.3%	100.0%	0.2%	2.4%	34.4%	62.2%	0.9%	100.0%

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

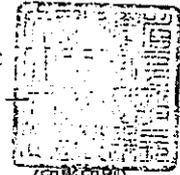


25 受施企第 12 号  
平成 25 年 8 月 20 日

各国公私立大学施設担当部課長  
各国公私立高等専門学校施設担当部課長  
文部科学省各施設等機関施設担当部課長  
日本学士院施設担当部課長  
日本芸術院施設担当部課長 殿  
各大学共同利用機関法人機構施設担当部課長  
文部科学省関係各独立行政法人施設担当部課長  
各都道府県私立学校施設主管課長  
各都道府県教育委員会施設主管課長  
各指定都市教育委員会施設主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

新保 幸



(印影印刷)

#### 大規模空間を持つ文教施設の吊り天井の脱落対策について

このたび、国土交通省住宅局建築指導課長から別紙「屋内プール等の大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について」（平成 25 年 8 月 20 日付け国住指第 1853 号）のとおりに、吊り天井の脱落対策に係る通知が送付されました。

大規模空間を持つ文教施設の吊り天井の脱落対策については、これまでも「大規模空間を持つ文教施設の天井の崩落対策等について」（平成 17 年 8 月 26 日付け 17 施企第 10 号）、「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（平成 25 年 8 月 7 日付け 25 文科施第 201 号。以下「8 月 7 日付け通知」という。）等により適切な対応をお願いしてきたところでありますが、別紙に示された点検を行い、点検の結果、異常が発見され天井の脱落のおそれがあると考えられる場合には、天井下の立入りを制限するなどの安全対策、所要の天井落下防止措置等の実施など、大規模空間を持つ文教施設の吊り天井の脱落対策について、一層の御配慮をお願いいたします。

なお、学校施設については、8 月 7 日付け通知に示す総点検の中で、別紙の点検内容を合わせて行うことも有効であると考えられますので、留意してください。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課長及び都道府県私立学校施設主管課長におかれては、域内の市町村教育委員会又は所轄の私立学校等に対して周知していただくようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室  
電話：03-5253-4111（内線：3184）

平成 25 年 8 月 20 日

国住指第 1853 号

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設企画課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

## 屋内プール等の大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落対策について

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 39 条第 1 項では、天井を含む内装材については、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならないとされており、また、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項では、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないこととされています。

各建築物の所有者、管理者等におかれては、法第 12 条第 1 項に基づく定期調査報告の実施など、日頃建築物の適切な維持管理に努めて頂いていると考えていますが、今般、平成 25 年 7 月 14 日に静岡県立富士水泳場において、屋内プールの吊り天井の天井板等の大規模な脱落が生じるとともに、同月 27 日に横須賀市立北体育館屋内プールにおいて吊り天井の立ち上がり部分の天井板の一部の脱落が生じました。

これらの事案については、現在、当該建築物の所有者である地方公共団体において詳細な原因を調査中ですが、現時点においては、地震の影響等により、天井下地材同士を接合するクリップ等が外れ、その後、天井板等の脱落に至ったものと推測されます。（別紙 1 参照）

屋内プール等の大規模空間を持つ建築物の吊り天井について安全確保を図るためには、当面、下記 1. の対象となる建築物の部分について、下記 2. のような対策の必要性が認められます。

このため、所有者、管理者等に注意を喚起するため、該当する施設を所有、管理している貴職の関係機関、構成員等に対し本通知を周知頂くようお願いします。

なお、今後、上記二事案の建築物の所有者である地方公共団体による調査において詳細な原因が判明した段階で、必要に応じ情報提供を行う予定です。

## 記

## 1. 対象となる建築物の部分

建築物の大規模空間となっている部分のうち、吊り天井が設置されているもので、建築物の建設後、震度 4 以上の地震が観測されたもの

※ 大規模空間とは、天井高 6 m 超の部分で面積 200 m<sup>2</sup> 超ある空間をいう。

※ 具体的な施設・空間としては次のようなものが考えられる。

屋内プール、体育館、劇場、音楽ホール、映画館、エントランスホール、待合ロビー、講堂、展示場、宴会場 等

※ 特定の地域及び期間における過去の地震による震度については、気象庁の震度データベース検索 ([http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/shindo\\_db/shindo\\_index.html](http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/shindo_db/shindo_index.html)) で把握することが可能である。

## 2. 必要と考えられる対策

- ① 天井面のゆがみや垂れ下がりの有無を目視等により点検するとともに、点検口等から天井裏を目視し、クリップ等の天井材の外れ等が生じていないかの点検を実施する必要があること。
- ② 点検の結果、クリップ等の天井材の外れ等の異常が発見され、天井の脱落のおそれがあると考えられる場合には、天井下の立入を制限するなどの安全対策、所要の天井落下防止措置等の実施を行う必要があること。

(注) 天井の脱落防止対策については、改正後の建築基準法施行令（平成26年4月1日施行）に基づく新たな天井の基準を参考とすることができる。

屋内プールにおける天井脱落事故について

1. 静岡県富士水泳場

(1) 所在地

静岡県富士市

(2) 建築物概要

構造：屋根S造、地下1階・1～3階RC造（一部SRC造）

天井の構造：吊り天井（在来工法）

階数：地上3階、地下1階

建築面積：9,788 m<sup>2</sup>

延床面積：13,181 m<sup>2</sup>

建築年：平成14年

(3) 事故の概要

7月14日19時頃～15日7時頃（推定） 事故発生

死傷者：なし

建築物被害：天井材脱落 300 m<sup>2</sup> (5m×60m)

特徴：

- ・野縁と野縁受けを接合するクリップの外れにより、天井板と野縁が一体で脱落している。
- ・天井材が脱落した箇所以外でもクリップの外れにより、天井面の垂れ下がりがあある。
- ・脱落が生じた近傍の天井下地材や天井板には顕著な劣化は認められない。

(4) 現段階で想定される原因

クリップが広い範囲にわたって外れていることから、外力（地震と想定される）によりクリップが外れ、その後、クリップが天井の重さに耐えきれずに外れて脱落したものと考えられる。

\* 当該施設のある地域については、建設後震度5強の地震が観測されている。



図1-1 天井脱落状況

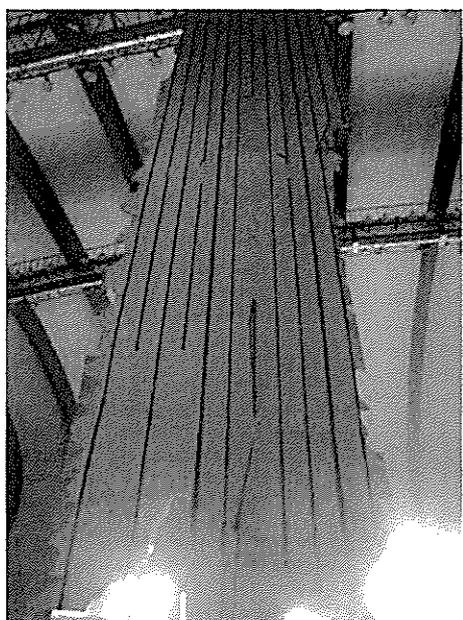


図1-2 脱落した天井材

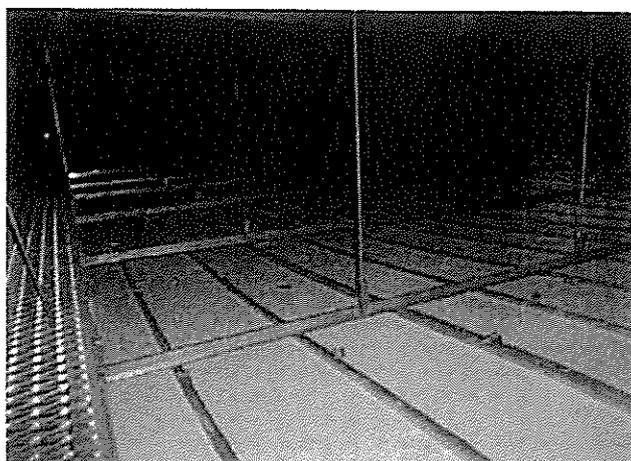


図1-3 脱落部分以外の天井内クリップ外れ状況1

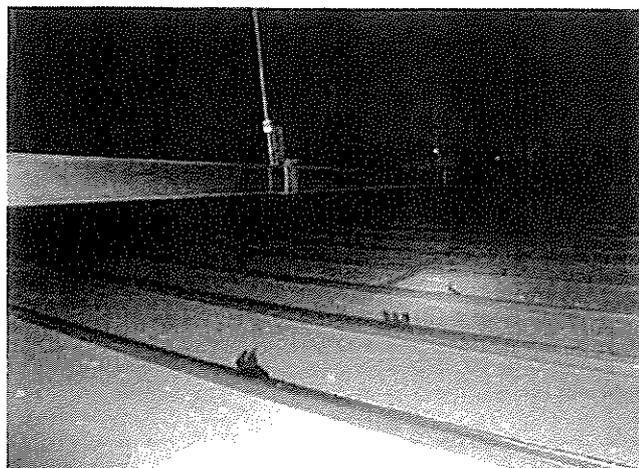


図1-4 脱落部分以外の天井内クリップ外れ状況2

## 2. 横須賀市北体育会館

### (1) 所在地

神奈川県横須賀市

### (2) 建築物概要

構造：SRC造（一部S造）

天井の構造：吊り天井（システム天井）

階数：地上4階

建築面積：2,263 m<sup>2</sup>

延床面積：5,965 m<sup>2</sup>

### (3) 被害の概要

7月27日15時10分 事故発生

死傷者：なし

建築物被害：天井立ち上がり部分の天井板（590mm×800mm）5枚

特徴：

- ・天井立ち上がり部の下側の枠と下地の骨組みを留めるリベットが欠落している。また上側の枠と下地の骨組みを留めるリベットが欠落している。
- ・天井立ち上がり部分の端部が垂れ下がり、立ち上がり部分の天井板が脱落している。
- ・天井パネルが脱落した箇所以外の端部でもリベットの外れがあり、わずかに垂れ下がりが見られる。

### (4) 現段階で想定される原因

天井面の段差部分で地震の影響等により、応力集中が生じて接合部が破損し、天井板の脱落に至ったと推測される。接合部が破損した原因については横須賀市において調査中である。

\* 当該施設のある地域については、建設後震度4の地震が観測されている。



図 2-1 天井立ち上がり部脱落状況



図 2-2 骨組み留め付けリベット抜け状況

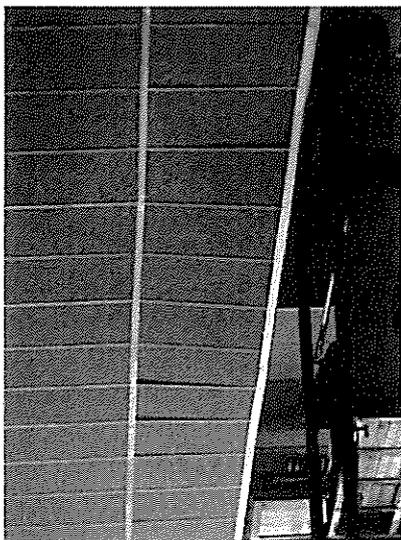


図 2-3 脱落箇所下部天井面ゆがみ

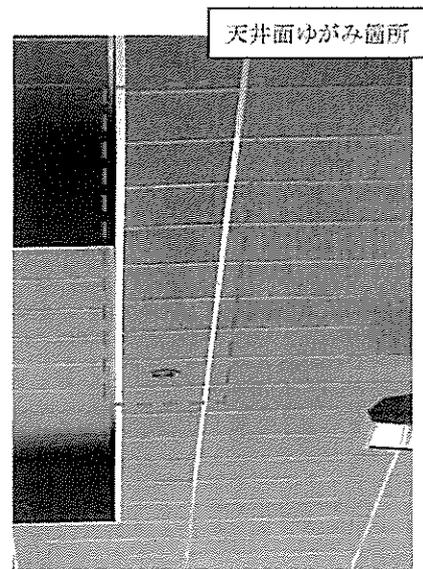


図 2-4 天井立ち上がり部下部天井面ゆがみ  
(立ち上がり部下地リベット抜けあり)  
※今回の天井板脱落箇所ではない

事務連絡  
平成30年1月30日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県私立学校担当部課  
各国公私立大学施設担当部課  
各国公私立高等専門学校施設担当部課  
各大学共同利用機関法人施設担当部課  
各文部科学省施設等機関施設担当部課  
各文部科学省特別の機関施設担当部課  
各文部科学省独立行政法人施設担当部課  
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課  
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課  
公立学校共済組合施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正等について

大雪時における建築物の被害防止については、これまでも「大雪時における建築物の被害防止のための注意喚起について」(平成26年12月19日付け事務連絡)(別紙1)により、気象情報に留意した児童生徒の安全確保等適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件(平成30年国土交通省告示第80号)が、平成30年1月15日に公布され、平成31年1月15日に施行されることとなり、別紙2のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築行政主務部長に対し、技術的助言が通知されましたので、今後の取り扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

特に、改正告示の施行後は、建築物の新築等を行う場合だけでなく、本技術的助言のとおり、エキスパンションジョイント等を用いて既存不適格建築物の増築又は改築を行う場合、増築又は改築に係る部分以外の部分の積雪荷重について改正後の基準に適合させる必要があることにご留意願います。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課においては域内の市町村教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課においては所轄の私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、それぞれ周知を図るようお願いいたします。

担当	施設企画課 防災推進室
	防災推進係 松田
電話	03-5253-4111 (内線 2235)

事務連絡  
平成26年12月19日

大臣官房会計課  
各国公立大学 災害予防主管課  
各国公立高等専門学校 災害予防主管課  
国立教育政策研究所 災害予防主管課  
科学技術・学術政策研究所 災害予防主管課  
日本学士院 災害予防主管課  
日本芸術院 災害予防主管課  
各大学共同利用機関法人 災害予防主管課 御中  
公立学校共済組合 災害予防主管課  
日本私立学校振興・共済事業団 災害予防主管課  
各文部科学省独立行政法人 災害予防主管課  
各都道府県 私立学校主管課  
各都道府県教育委員会 災害予防主管課  
各指定都市教育委員会 災害予防主管課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

#### 大雪時における建築物の被害防止のための注意喚起について

本年2月に関東甲信地方を中心として発生した大雪により各地で建築物の被害が発生したことを踏まえ、このたび国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長に対し、別添の通り注意喚起がなされています。

上記の大雪では学校等においても屋内運動場の屋根の崩落や駐輪場の倒壊などが見られたことから、別添の内容を参考に、建築部局など関係機関と連携の上、気象情報に留意して児童生徒の安全確保等に万全を期すようお願いします。

なお、都道府県教育委員会災害予防主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市町村教育委員会又は所轄の私立学校等に対しても周知していただくようお願いします。

担当 施設企画課 防災推進室  
防災支援係 福山  
電話 03-5253-4111 (内線 2239)

平成 26 年 12 月 12 日

国 住 指 第 3407 号

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

## 大雪時における建築物の被害防止のための注意喚起について（技術的助言）

本年 2 月に関東甲信地方を中心として発生した大雪により、体育館等の屋根の崩落やカーポートの倒壊など、建築物の被害が発生したところです。これらの被害を受け、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に建築物雪害対策ワーキンググループを設置し、被害の原因及び対策について検討を行いました。同部会においては、同ワーキンググループの検討を踏まえ、平成 26 年 10 月 9 日に「建築物の雪害対策について 報告書」としてとりまとめたところです。

本報告書では、建築物の被害の原因のひとつとして、積雪後の降雨により建築物の屋根にかかる積雪荷重が増大したことがあげられており、今後このような降雪及び降雨が予測される場合には、必要な注意喚起を行うよう指摘されております。この指摘を受け、当職と気象庁で協議した結果、今冬より、一定以上の降雪及び降雨が予測される場合に、気象庁より下記のとおり注意喚起を行うこととなりました。

貴職におかれましては、管内の建築物の所有者に対して、広く周知頂くとともに、上記報告書を踏まえて、緩傾斜の鉄骨造屋根の建築物、膜屋根の建築物、カーポート、アーケード、老朽化した木造住宅等の点検・補修に努めるよう広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

また、特に、災害時の避難所に指定される体育館等の防災拠点施設の管理者に対して、当該施設の設計時に想定した積雪荷重及び積雪に係る構造関係規定についての既存不適格の有無を把握した上で、積雪荷重に対して構造耐力上の余裕が少ないと判断される建築物については、上記注意喚起を含む気象情報等も参考として、設計時に想定した積雪荷重と屋根の積雪の状況を勘案し、必要に応じて使用停止等の措置を講ずるよう、注意喚起をお願いします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いいたします。

## 記

## 1. 注意喚起を行う目安

原則、大雪警報相当規模の降雪が見込まれ、かつ、大雪後の降雨により積雪の重さが一層増す場合等、概ね建築基準法に定める積雪荷重に相当する重量分を超えることが予想される場合。

## 2. 注意喚起の方法

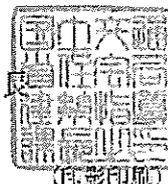
各地方气象台等が発表する府県気象情報等で簡易な建築物等における大雪被害に対する注意を呼びかける。

（記載例）「カーポートなどの簡易な建築物や老朽化している建築物などは倒壊のおそれがあるため、近寄らないよう注意してください」

平成 30 年 1 月 15 日  
国住指第 3699 号

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正について  
(技術的助言)

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 80 号。以下「改正告示」という。）は、平成 30 年 1 月 15 日に公布され、平成 31 年 1 月 15 日に施行されることとなった。

については、改正告示による改正後の保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 594 号。以下「告示第 594 号」という。）の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。また、「6. 耐雪診断及び耐雪改修への支援」については、貴管内の特定行政庁を除く市町村に対しても周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 特定緩勾配屋根部分の考え方について

部分により屋根勾配が異なる屋根については、屋根の最上端から最下端までを結んだ直線の勾配及び水平投影の長さが告示第 594 号の要件に該当する場合には、特定緩勾配屋根部分に該当するものとし、これに該当しない場合であっても、屋根の一部において、屋根勾配及び水平投影の長さが告示第 594 号の要件に該当する場合は、屋根の最上端から最下端までを特定緩勾配屋根部分と

して取り扱う。ただし、2. で示す等価勾配 $\theta_{eq}$ の値が  $15^\circ$  を超える場合は、特定緩勾配屋根部分には該当しないものとする。

また、断面形状が 2. 3) に示す円弧屋根の場合は、屋根の最上端から最下端までを結んだ直線の勾配及び水平投影の長さが告示第 594 号の要件に該当する場合には、特定緩勾配屋根部分に該当するものとする。

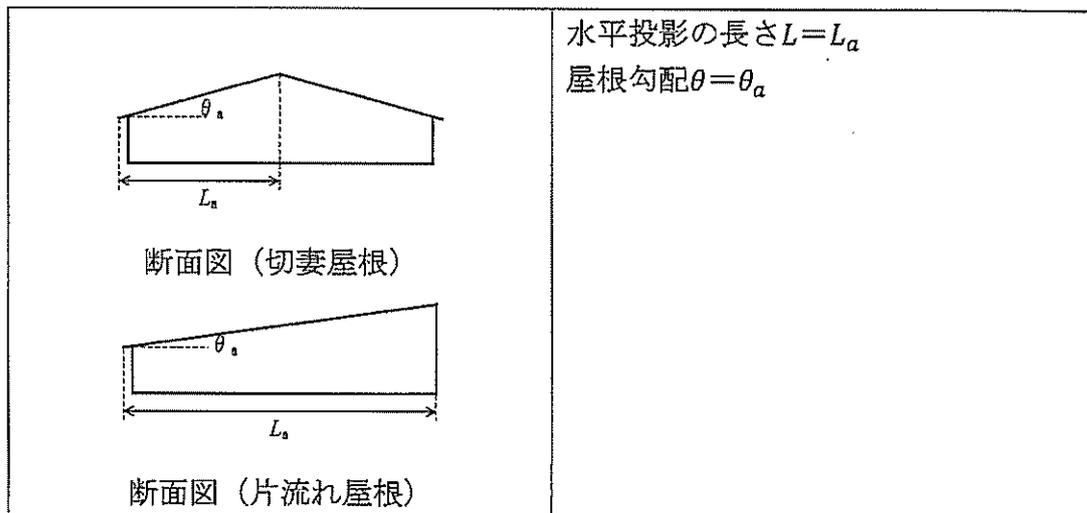
## 2. 割り増し係数 $\alpha$ の計算の考え方について

積雪荷重に乗ずる割り増し係数 $\alpha$ の算定式における $dr$ は、屋根部分の最上端から最下端までの水平投影の長さ $L$ 及び屋根勾配 $\theta$ の数値により求めることとしている。この場合、代表的な屋根形状については、屋根形状に起因する雨水の滞留による影響を考慮した上で、建築基準整備促進事業「降雪後の降雨の影響を考慮した積雪荷重の設定に資する検討」における実験等を踏まえ、 $L$ 及び $\theta$ の数値を下図のとおり設定できるものとする。なお、 $L$ の数値には軒の出の範囲も含めるものとし、下図の 4) 及び 5) のように、屋根の部分ごとに屋根勾配が異なる場合にあつては、屋根の最上端から最下端までの等価勾配 $\theta_{eq}$ を用いて $dr$ を算定することができるものとする。

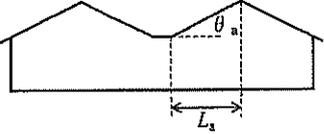
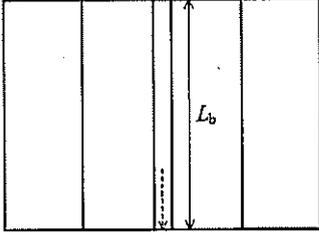
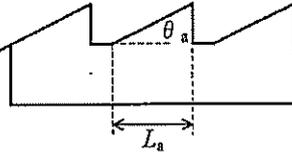
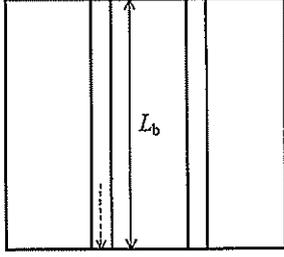
ただし、ここに掲げる以外の方法であっても、特別な調査又は研究の結果に基づいて $dr$ を算定する場合においては、告示第 594 号第 2 第 3 号ただし書の規定により、当該算定によることができるものとする。

なお、告示第 594 号に示す割り増し係数は、屋根の谷部や軒先に設ける樋にごみ等による詰まり等が生じないように適切な維持管理を行い、屋根上の雨水及び融雪水が有効に排水されることが前提となっていることに留意されたい。

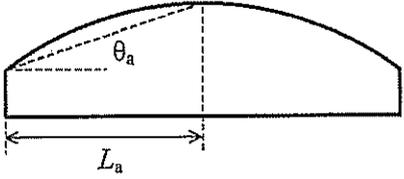
### 1) 切妻屋根、片流れ屋根



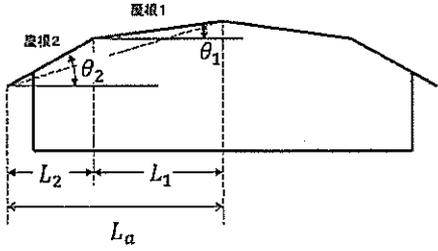
2) M形屋根、のこぎり屋根 (これらが梁間方向に連続する形状の屋根を含む。)

 <p>断面図 (M形屋根)</p>  <p>谷どいの水勾配 <math>\theta_b</math></p> <p>伏せ図 (M形屋根)</p>  <p>断面図 (のこぎり屋根)</p>  <p>谷どいの水勾配 <math>\theta_b</math></p> <p>伏せ図 (のこぎり屋根)</p>	<p>水平投影の長さ <math>L=L_a</math>          屋根勾配 <math>\theta=\theta_a</math>          (桁行方向の <math>L_b</math>、<math>\theta_b</math> による必要はない。)</p>
--	--

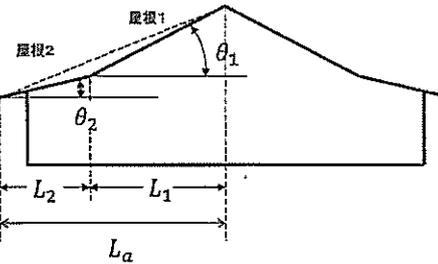
3) 円弧屋根

 <p>断面図</p>	<p>水平投影の長さ <math>L=L_a</math>          屋根勾配 <math>\theta=\theta_a</math></p>
--	--

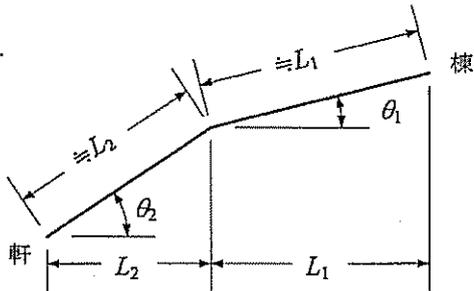
4) 山折れ屋根

 <p style="text-align: center;">断面図</p>	<p>水平投影の長さ <math>L=L_a</math>          屋根勾配 <math>\theta=\theta_1</math> 又は <math>\theta_{eq}</math>          (上部の屋根勾配 <math>\theta_1</math> 又は等価勾配 <math>\theta_{eq}</math>          ※を屋根全体の勾配とみなして計算する。)</p>
--	--

5) 谷折れ屋根

 <p style="text-align: center;">断面図</p>	<p>水平投影の長さ <math>L=L_a</math>          屋根勾配 <math>\theta=\theta_2</math> 又は <math>\theta_{eq}</math>          (下部の屋根勾配 <math>\theta_2</math> 又は等価勾配 <math>\theta_{eq}</math>          ※を屋根全体の勾配とみなして計算する。)</p>
---	--

※  $\theta_{eq}$ は等価勾配とし、以下により求めるものとする。



$$\theta_{eq} = 1 / \left( \frac{l_1^2}{\theta_1} + \frac{2l_1l_2 + l_2^2}{\theta_2} \right)$$

ここで、 $l_1=L_1/(L_1+L_2)$ 、 $l_2=L_2/(L_1+L_2)$ である。

### 3. 型式適合認定の取扱いについて

改正告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の10第1項の規定による認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）のうち、特定緩勾配屋根部分を有するものについては、施行日において当該認定型式が無効となるため、再度認定を受ける必要がある。したがって、施行日以後に確認申請がされた場合には、有効な認定書に基づき審査を行う必要があることに留意されたい。

なお、施行日前に確認申請がされ、確認済証の交付が施行日以後になる場合であって、認定型式の仕様等の認定内容に変更がなく、認定型式の認定番号のみが変更となる場合には、一般社団法人プレハブ建築協会が今後作成する予定である型式適合認定及び型式部材製造者認証の再認定・認証番号一覧表等を追加説明書として審査することとして差し支えない。

また、改正に伴う準備行為として、改正告示附則第2項において、施行日前においても、告示第594号の定めるところにより、型式適合認定を行うことができることとするとともに、附則第3項においては、準備行為により認定を受けた型式について、施行日前であっても型式部材等製造者の認証を行うことができることとしている。これらの場合において、当該認定及び認証の効力は、いずれも施行日に生ずることとなるため留意されたい。なお、当該認定及び認証を行うに当たっては、当該認定及び認証の効力は施行日に生ずる旨を認定書及び認証書に記載するよう、指定認定機関及び承認認定機関あてに周知していることを申し添える。

### 4. エキスパンションジョイント等を用いて既存不適格建築物の増築又は改築を行う場合の留意点について

法第20条について既存不適格である建築物の増築又は改築を行う場合、法第86条の7第1項の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の2に掲げる基準に適合する場合には、法第20条の規定を遡及適用しないこととされている。

令第137条の2第1号ロ及び平成17年国土交通省告示第566号第2第1号ハの規定に基づき、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する場合は、当該増築又は改築に係る部分以外の部分については、地震に対する安全性の確認は耐震診断基準に適合することにより行うこととされている一方、地震以外の安全性の確認は構造計算によることが求められている。

したがって、改正告示の施行後は、増築又は改築に係る部分以外の部分の積雪荷重について、告示第594号に定める基準に適合させる必要があることに

留意されたい。

5. 条例において積雪荷重の割り増しを独自に設定している場合について

法第 40 条の規定に基づき地方公共団体が条例において積雪荷重の割り増しを独自に規定している場合には、改正告示による積雪荷重に当該割り増しが付加的に適用されることに留意されたい。

6. 耐雪診断及び耐雪改修への支援について

住宅・建築物安全ストック形成事業において、災害時に重要な機能を果たす建築物に対する耐雪診断及び耐雪改修への補助を行うことができるため活用されたい。なお、これらの支援制度は、都道府県又は市町村による間接補助であり、都道府県又は市町村において対応する支援制度が設けられていない場合には、創設を検討いただきたい。



事務連絡  
平成25年8月9日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課  
スポーツ・青少年企画課  
体育参事官

### 水泳プールの安全管理について（依頼）

水泳プール（以下「プール」という）は、水の危険を十分理解できない子供も利用するものであり、プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えることが不可欠であることから、日頃よりこの観点に立って対応いただいていることと存じます。

しかしながら、8月8日、長崎市の市立小学校プールで、地域児童への開放中に、循環口に児童の足が吸着し、外れなくなる事故が発生したことは、誠に遺憾であります。

文部科学省では、プールを安全に利用するための管理体制の整備について、平成11年8月6日付け11体第26号で通知し、平成19年以降は「プールの安全標準指針」（平成19年3月、文部科学省・国土交通省）を添付して、毎年安全確保について通知（本年度については、平成25年5月16日付け25文科第105号）しているところです。

特に、このたびの事故に関しては、前記両通知の記1及び「プールの安全標準指針」に関係して、小プールについて排（環）水口の二重構造の安全対策等の適切な措置が講じられていない可能性が指摘されております（8月9日現在）。

については、このような事故の再発防止のため、プールの大小を問わず排（環）水口等の施設・設備の安全点検及び確認を実施の上、施設・設備に不備があることが判明した場合には当該プールの使用を中止することを含め、前記通知の趣旨の徹底を改めてお願いします。

なお、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、域内の市区町村教育委員会及び域内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知されるようお願いいたします。

文部科学省スポーツ・青少年局

電話：03－5253－4111（代表）

スポーツ振興課（公営プール担当）（内線：2686）

スポーツ・青少年企画課（学校プール施設担当）（内線：2672）

体育参事官（体育・青少年スポーツ担当）付（内線：2674）



事務連絡  
平成24年7月25日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課

プール監視業務を外部委託する場合の留意点について（依頼）

水泳プールの安全管理については、文部科学省からも毎年通知（本年度は平成24年5月31日付け 24文科ス第146号）しているところですが、昨年7月31日に発生した大阪府泉南市の市立小学校プールで児童が溺れて死亡する事故等を受け、このたび、警察庁から「プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について（事務連絡）」（別紙）が警視庁及び各道府県警察本部宛てに発出されました。

同事務連絡においては、プール監視業務を有償で外部に委託をする場合には、警備業法第2条第1項に該当すること等が示されていますが、あらゆる場合に警備業法が適用されるというものではありませんので、下記の点に御留意願います。

なお、警備業法の適用の有無にかかわらず、引き続き、プール監視員の配置等の安全対策を徹底していただくとともに、プールの安全標準指針及び上記の通知（24文科ス第146号）の内容を踏まえ、プール監視員には、プールの監視方法や救急救命の講習の受講を義務付けるなど、安全対策の徹底に取り組んでいただきますよう改めてお願いします。

また、各都道府県教員委員会及び各都道府県知事におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び域内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知されるようお願いいたします。

記

- 1 警備業法が適用されるのは、「プール監視業務」を外部に委託する場合であり、例えば指定管理者制度のように、施設の管理権限を委任するような場合には適用されないこと。  
例) 公園のプールについて指定管理者となった民間業者やNPO法人等が、自らあるいは監視員を採用して監視を行う場合 等
- 2 警備業法が適用されるのは、プール監視業務を「外部」に委託する場合であり、例えば、プールの設置管理者の職員が自ら行う場合、あるいはアルバイト等を雇用して行うような場合には適用されないこと。  
例) ・学校のプール監視を教員や事務員が行う場合  
・公共のプール監視を職員及び自治体が監視員を採用して監視を行う場合  
・プールの設置管理者が学生アルバイトを雇って監視させる場合 等
- 3 警備業法が適用されるのは、プール監視業務を「有償で」外部に委託する場合であり、「無償で」外部に委託して行う場合には適用されないこと。  
例) 学校のプール監視を保護者等がボランティアで行う場合 等
- 4 本件については警察庁とも協議済みであるが、個別の事案に関する警備業法の適用の有無等については、各都道府県警察の本部生活安全部までお問い合わせいただきたいこと。  
なお、警備業者（認定警備業者等）に関する情報については、各都道府県警備業協会にお問い合わせいただきたいこと。

（本件紹介先）

文部科学省スポーツ・青少年局  
スポーツ振興課スポーツ指導係  
TEL03-6734-2686 FAX03-6734-3792

原議保存期間 1年  
(平成26年3月31日まで)

警視庁生活安全総務課長  
各道府県警察本部生活安全部長 殿

事務連絡  
平成24年6月25日  
警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長

プール監視業務を外部委託する場合における警備業の認定の要否について  
昨年、大阪府泉南市内の市立小学校のプールで起きた児童の死亡事故について、市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が、警備業の認定を受けていなかった上、契約上必要とされていた監視員を配置しないことが常態化していたことが明らかとなったところである。

当該事件等を受け、関係省庁、自治体等から、プール監視業務を委託する場合に受託者に警備業の認定が必要となるか否かについて質疑が寄せられており、警察庁においても、NPO法人日本プール安全管理振興協会等に対し別添1のとおり回答しているところである。

プール監視業務については、これがプールの所有者自身の職員により行われている場合やPTA、ライフガード等により無償で行われている場合には、警備業法(昭和47年法律第117号)上の問題とはならないが、所有者から有償で委託を受けて行われている場合には、当該プール施設内における事故の発生を未然に防止するために必要な措置をとること(雑踏整理、遊泳秩序維持、盗難防止等)を主な任務とし、事故が発生した場合には人命救助等をも行うものとして、警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当し、警備業務に当たると解される。また、警備業者には、警備員の人数や担当業務、事故発生時の措置といった業務の重要事項を依頼者に事前に説明することや苦情に適切に対応することなどが義務付けられており、認定を受けた業者に依頼がなされることで、プール監視業務の適正が図られることも期待されるところである。

各都道府県警察にあっても、このような趣旨を踏まえ、自治体等からの質疑等に対し、適切に対応することとされたい。

なお、(一社)全国警備業協会に対し、別添2のとおりプール監視を行う警備員の資質向上等について依頼していることから、参考とされたい。

## プール監視業務について

Q プール監視業務は、警備業務に当たるのですか？

A 他人との契約に基づき、特定の施設において、事故等の発生につながる情報を把握するための活動を行い、このような情報を把握した場合には、その発生を防止するために必要な措置を行い、事故等が発生した場合には、その被害の拡大を防止するために必要な措置をとることを行っている場合には、警備業務に当たります。このような業務を有償で行う場合には、警備業の認定を受けていることが必要です。

プール監視業務については、プールに沈んだまま浮かんでこない、異常に手足をばたつかせているといった事故の発生につながる情報を把握するための常時監視を行い、このような情報を把握した場合には、行為者に注意し又は救護に向かうことなどをその内容としているため、これを他人のために行っている場合には、警備業務に該当します。

Q プール監視を行う場合には必ず警備業の認定が必要なのですか？

A プール監視業務を、他人から委託を受けて、有償で行う場合には、認定が必要です。次のような場合には、警備業の認定は必要ありません。

○ プール監視業務を、プール管理者の職員が自ら行う場合

例) 学校のプール監視を教師や事務員が行う場合、公園のプール監視を職員が行う場合等

○ プール監視業務を外部に委託しているが、ボランティアで行われる場合

例) 学校のプール監視をPTAの役員、NPO法人等がボランティアで行う場合等

○ プール監視業務を、指定管理者制度により指定を受けた者が行う場合

例) 公園のプール監視について指定管理者となった業者、NPO法人等が、監視員を採用して監視を行う場合等

Q プール管理者の職員が監視を行っても警備業務に当たらないのはなぜですか？

A 警備業法では、警備業務とは、「他人の需要に応じて行うものをいう」とされています。したがって、自然人が自己の施設を警戒する場合はもちろん、法人が自己の所有する施設について、その従業員に警戒させる場合も、「他人の需要に応じて行う」とはいえず、警備業務に該当しません。

Q 水泳のインストラクターが水難救助を行うと警備業務に当たるのでしょうか？

A 本質的に事故の発生を警戒し、防止するという要素を含む業務を行うに当たって、一般的に必要とされる範囲内で事故等の発生を警戒し、防止する活動が行われる場合

には、「他人の需要に応じて行う」とはいえず、警備業務には当たりません。

例えば、水泳のインストラクターが受講者の安全を確保する場合や学校行事を引率している教師が生徒が溺れるのを防止するために監視を行っている場合等は、自己の業務の内容として必要とされる範囲内で事故等を防止しているにすぎず、警備業務に該当しません。

Q プールの清掃業務や水質検査業務と一緒にプール監視業務を委託する場合はどうすればいいのでしょうか？

A 清掃業務等自体は警備業務には当たりませんが、これを警備業務である監視業務と一体の契約として委託する場合には、警備業の認定を受けた業者に委託する必要があります。なお、プール監視業務だけを切り離して委託すれば、清掃業務等について警備業の認定は不要です。

Q 警備業の認定のない業者にプール監視を有償で委託するとどうなるのでしょうか？

A 警備業の認定を得ずに警備業務を行っていた業者は、警備業法違反として罰則の対象となり得ます。

平成24年6月25日

一般社団法人 全国警備業協会 御中

警察庁生活安全局生活安全企画課  
犯罪抑止対策室長

プール監視業務を受託する際の警備員の資質向上について（要請）

拝啓

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、大阪府泉南市内の市立小学校のプールで起きた児童の死亡事故について、市の教育委員会からプール監視業務を請け負っていた業者が、警備業の認定を受けていなかった上、契約上必要とされていた監視員を配置しないことが常態化していたことが明らかとなったところです。

プール監視業務については、プールの所有者から有償で委託を受けて行われている場合は、警備業務に該当するものとして、警備業者が実施することとなるため、貴協会におかれましても、プール監視業務を行っている業者に対し、従事する警備員に対する十分な教育を行うとともに、契約上求められる監視員の確保を徹底するようお願い申し上げます。

なお、プールにおける安全確保に資する資格等としては、次のようなものがあります。  
敬白

- プール安全管理者（管理主任者・管理責任者）資格
- 水泳指導管理士資格
- プール安全管理基礎検定
- プール管理責任者講習会
- 水上安全法救助員資格
- ライフセーバー資格

4ス庁第230号  
令和4年5月11日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長  
串田 俊 巳

#### 水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止については、引き続き政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、海開きやプール開設等の可否について十分ご検討いただき、水泳等を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大防止策を十分に講じた対応をお願いいたします。

（参考：厚生労働省 HP 新型コロナウイルスについて [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#houshin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin)）

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。また、新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年4月9日付け事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課）を参照してください。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

## 記

### 1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携 [2018年改訂版]」

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen\\_school/suiei2018/suiei2018\\_0.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf)

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching\\_material/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/)

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

### 2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課事業係

担当：塚本

（内線：3939）

E-mail [kensport@mext.go.jp](mailto:kensport@mext.go.jp)

[学校体育担当]

政策課企画調整室

担当：岸

（内線：2674）

児玉

E-mail [skikaku@mext.go.jp](mailto:skikaku@mext.go.jp)

[学校プール施設・社会体育施設担当]

参事官（地域振興担当）付施設企画係

担当：岡川

（内線：3773）

E-mail [stiiki@mext.go.jp](mailto:stiiki@mext.go.jp)

## 学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① 「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」  
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）  
[https://www.jpnspport.go.jp/azen/Portals/0/azen/azen\\_school/suiei2018/suiei2018\\_0.pdf](https://www.jpnspport.go.jp/azen/Portals/0/azen/azen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf)
- ② 「水泳指導の手引（三訂版）」  
（平成26年3月文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm)
- ③ 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」  
（平成26年3月文部科学省）  
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ④ 「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」  
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）  
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>

(1) 飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領において「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としていることから、高等学校の入学年次の次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」（<https://swim.or.jp/dive-step-guidance>）も参考に、安全な指導を行うこと。

## 【令和3年度の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
高	保健体育授業	体育の授業中、突然気分が悪くなり、自分でプールサイドに上がった。その後、引きつけをおこし、意識がなく呼吸もみられなくなった。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）抜粋

(2) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_018/assets/report\\_018\\_200619\\_0002.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf)）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

(3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」

（公益財団法人日本ライフセービング協会）

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

② 「水辺の安全学習アプリ」

（公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団）

<https://mizube-anzen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku\\_hoiku/pdf/guideline1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf)）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 [https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_003/pdf/report\\_0003\\_180424\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf)）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

## 令和3年夏期(7～8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。( )内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】水難事故者数

	水難事故者数
令和3年夏期	565人 (110)
令和2年夏期	616人 (101)

【表2】場所別死者・行方不明者

	令和3年夏期		令和2年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	94(4)	44.3%	114(4)	43.5%
河川	87(9)	41.0%	112(9)	42.7%
湖沼池	13(2)	6.1%	11(1)	4.2%
用水路	16(1)	7.5%	20(1)	7.6%
プール	2(0)	0.9%	2(0)	0.8%
その他	0(0)	0.0%	3(1)	1.1%
計	212(16)		262(16)	

【表3】行為別死者・行方不明者

	令和3年夏期		令和2年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	23(4)	10.8%	28(4)	10.7%
水遊び	31(6)	14.6%	52(9)	19.8%
魚とり・釣り	49(0)	23.1%	73(1)	27.9%
作業中	4(0)	1.9%	13(0)	5.0%
通行中	11(1)	5.2%	10(0)	3.8%
その他	94(5)	44.3%	86(2)	32.8%
陸上における遊戯・スポーツ中	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
ボート遊び	3(0)	1.4%	1(0)	0.4%
水難救助活動	5(0)	2.4%	4(0)	1.5%
シュノーケリング	10(1)	4.7%	8(0)	3.1%
スキューバダイビング	3(0)	1.4%	6(0)	2.3%
サーフィン	4(0)	1.9%	1(0)	0.4%
その他	12(0)	5.7%	7(0)	2.7%
不明	57(4)	26.9%	59(2)	22.5%
合計	212(16)		262(16)	

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	令和3年夏期		令和2年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	16	7.5%	16	6.1%
未就学児童	3	1.4%	4	1.5%
小学生	10	4.7%	7	2.7%
中学生	3	1.4%	5	1.9%
高校生又はこれに相当する年齢の者	8	3.8%	9	3.4%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	82	38.7%	114	43.5%
65歳以上の者	100	47.2%	113	43.1%
不明	6	2.8%	10	3.8%
合計	212		262	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において  
スポーツ事故(水泳中)に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和3年度は速報値

学校種	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	総計
小学校	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	1	1
総計	0	0	0	0	1	1

※学校種は発生校種

○水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※令和3年度は速報値

学校種	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	総計
小学校	1	0	1	3	0	5
中学校	1	2	0	1	3	7
高等学校	2	3	1	2	0	8
総計	4	5	2	6	3	20

※学校種は発生校種

プールの安全標準指針

【目 次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第 1 章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1-1 本指針の位置づけ	2
1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第 2 章 プールの安全利用のための施設基準	4
2-1 プール全体	4
2-2 排（環）水口	6
第 3 章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3-1 安全管理上の重要事項	8
3-2 管理体制の整備	9
3-3 プール使用期間前後の点検	10
3-4 日常の点検及び監視	13
3-5 緊急時への対応	14
3-6 監視員等の教育・訓練	15
3-7 利用者への情報提供	16
参考	17

平成 19 年 3 月

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

## はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

### ■本指針の構成について

- 基本的考え方（実線囲み）プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 解説……………基本的考え方の理解を深め、適切な運用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考……………解説に関連して参考になる事項を示したもの。

### ■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

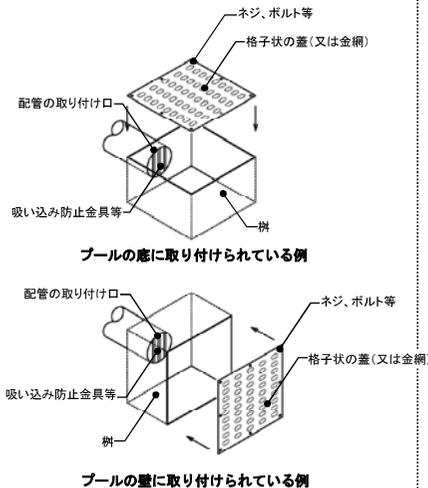
- 「～必要である。」……………プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。
- 「～望ましい。」……………より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは……………「プール水を排水・循環ろ過するための吸い込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォータースライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)(以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。)がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻す過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の柵を一体として定義している。



## 第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

### 1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

(解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託(請負を含む)する場合には、受託者(請負者を含む)に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び(財)日本体育施設協会、(社)日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針(仮称)策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

※「設置管理者」

プールの所有者(所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの)をいい、通常の地方公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

## 1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

（解説）

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。（ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。）なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

## 第2章 プールの安全利用のための施設基準

### 2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

（解説）

#### (1) 救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

#### (2) プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

#### (3) 監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることが望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

#### (4) 救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

#### (5) 放送設備

- ・ プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

#### (6) 看板・標識類

- ・ プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・ 利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・ 排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

## 2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

#### (1) 安全確保の基本的な考え方

- ・ 多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・ 施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

#### (2) 二重構造の安全対策

- ・ 排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

#### (3) 仕様、工法への配慮

- ・ 蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・ 蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(環)水口を複数設置することが望ましい。
- ・配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなることがあるので、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

### 第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

#### 3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。  
管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実に行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、

管理体制の整備

プール使用期間前後の点検

日常の点検及び監視

緊急時への対応

監視員等の教育・訓練

利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

### 3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

#### ●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

#### ●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあっているが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたるのが望ましい。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましい。

#### ●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

[参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

#### ●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましい。

- ・設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例] 参照

### 3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- 点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例] 参照

- 特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- 使用期間前の排(環)水口の点検は、
  - 蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)
  - 蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。
  - 配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。について行うことが必要である。
- 清掃や点検のため排(環)水口の蓋等をはずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- 蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- 使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- 設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- 点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- 使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- 通年使用するプールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行うことが必要である。
- なお、吐出口についても、排(環)水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

### 3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

#### (1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実にを行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例  
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

#### (2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要である。

### 3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておくことが必要である。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
  - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
  - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
  - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
  - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
  - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
  - 適切な応急手当を行う
  - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
  - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実に行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

### 3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・教育内容は次の a ～ d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
  - a プールの構造及び維持管理
  - b プール施設内での事故防止対策
  - c 事故発生等緊急時の措置と救護
  - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
  - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハットしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。

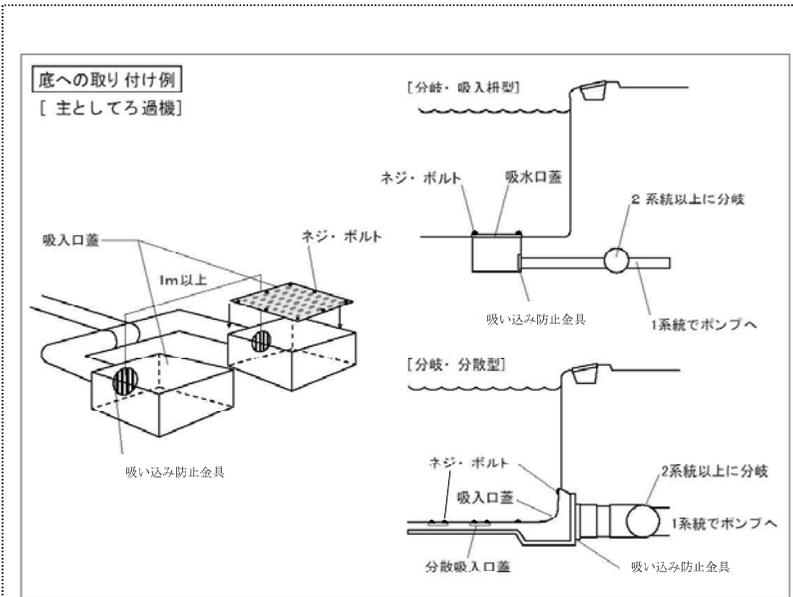
### 3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示することが望ましい。

(解説)

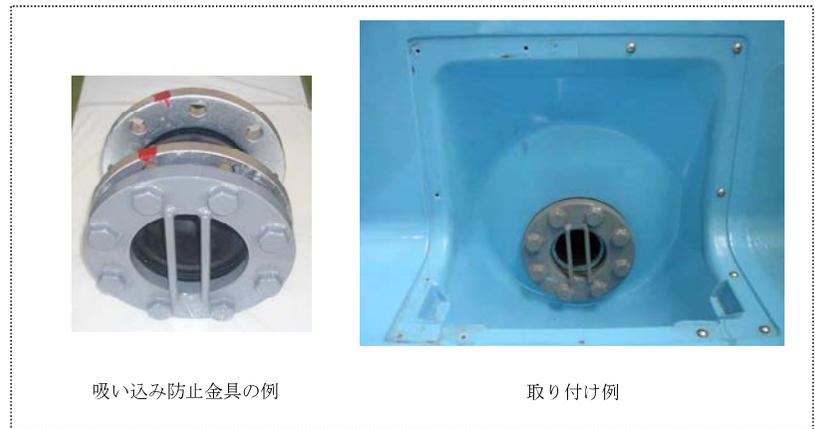
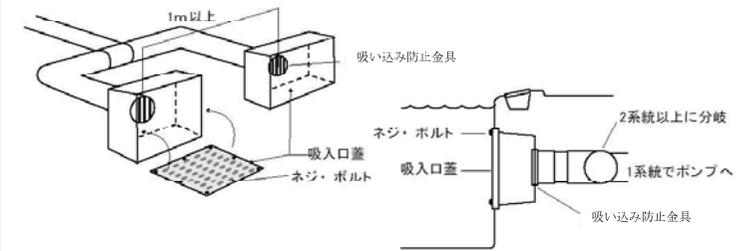
- ・プールを安全に管理するためには、利用者には注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさと、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明示の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

[参考-7 点検結果掲示の一例] 参照



**壁への取り付け例**

[主として各種アトラクション(起流装置・揚水装置など)]



吸い込み防止金具の例

取り付け例

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

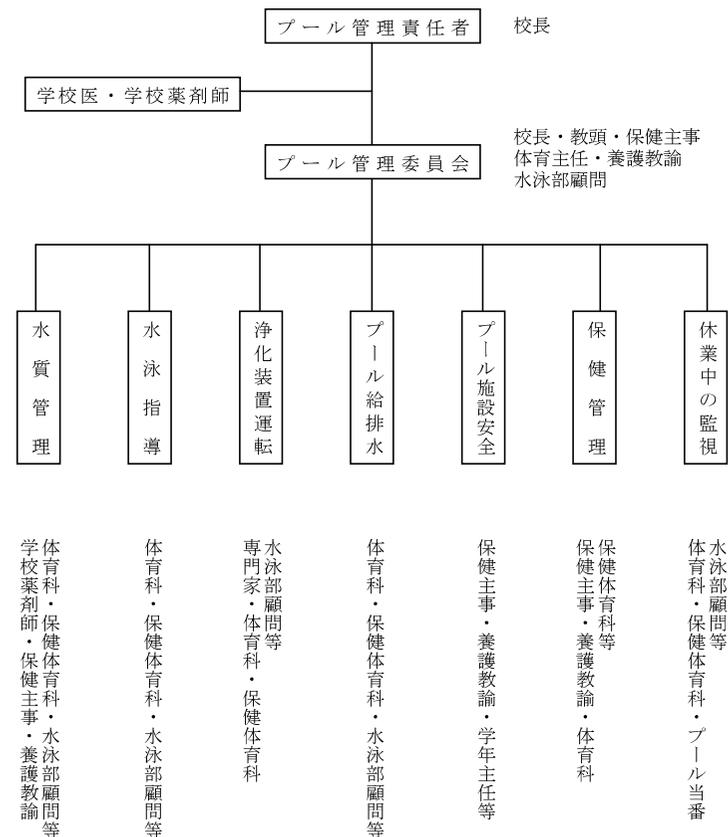
1 業務内容

- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があつた場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



プール管理委員会設置の一例

[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名	プール名	
点検者	点検日	年 月 日 ~ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容	
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか	
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか	
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か	
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か	
	適当数の水深表示があるか	
プールサイド	滑り止めの構造となっているか	
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか	
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか	
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか	
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか	
消毒設備	薬剤の種類:	薬剤タンクの容量: 0
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか	
	薬剤の保管場所は適当か	
	薬剤の保管状況は良好か	
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか	
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か	
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか	
更衣室	男女別に区別されているか	
	双方及び外部から見通せない構造か	
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか	
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか	
便所	男女別に、十分な数があるか	
	よく清掃されているか	
	専用の手洗い設備があるか	
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか	
	故障又は破損のものはないか	
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか	
	故障又は破損のものはないか	

点検項目	点検内容	点検結果
く ず か ご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排(環)水口の表示等	排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取図に排(環)水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監視所等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理日誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等の配置	救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例 (管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌 (例)																		
責任者	作成者			年 月 日 曜 天 候														
	AM	7	8	9	10	11	12	PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
使用時間 ↔																		
点検時間 —																		
入場者人員																		
気 温 (室 温)																		
水 温																		
遊 離 塩 素 濃 度 測 定 値																		
安全点検(記名)																		
堅固に固定																		
腐食欠落等																		
目視触診打診																		
監 視 員																		
救 護 員																		
救命救護用具																		
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																		
備 考 (施設設備の 状況、特記 事項等)																		

[参考-7 点検結果掲示の一例]

当プールをご利用の皆さまへ		
<p>当プールは、次の事項について毎日点検を行い、 施設の安全を確認しています。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇〇日 プール管理者 〇〇〇〇 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</p>		
区分	点検項目	点検結果
施設関係	排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	(例) 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか	(例) 適切に配置され、直ちに使用できる など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)



事務連絡  
平成30年1月23日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県施設主管課  
各指定都市施設主管課  
各都道府県私立学校担当課  
各国公立大学施設担当部課  
各国公立高等専門学校施設担当部課  
各大学共同利用機関法人施設担当部課  
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課  
各文部科学省独立行政法人施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

体育館等に設置されているHID高天井用照明器具の無償点検・修理について

標記について、三菱電機株式会社より、「HID<sup>※1</sup>高天井用照明器具」の一部機種において、吊具の接続金具が外れて落下する可能性のあることが判明したとの公表<sup>※2</sup>があり、平成30年1月22日以降、当該照明器具の製造者である三菱電機照明株式会社が、各機関に対し、ダイレクトメール等を利用して、無償点検・修理について連絡することとなりましたのでお知らせします。

本件は、平成29年11月6日、北海道立高等学校の体育館において、照明器具の落下事故が発生したことを受け、三菱電機株式会社及び三菱電機照明株式会社が、事故原因の調査及び対策を検討<sup>※3</sup>し実施することになったものです。

北海道立高等学校における事故では、幸いにして人的被害は生じなかったものの、重大な事故につながるおそれがあったと重く受け止めています。

近日中には、三菱電機照明株式会社より、各機関に対し、本件に関する連絡が行われ、必要に応じて詳細な調査が行われることとなりますが、まずは、目視にて、各機関が所管・管理する施設に設置されている高天井用照明器具に落下の危険性（吊具の接続金具が外れて器具本体が電源線のみで保持される状態）が生じていないかの確認をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれましては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、

域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いいたします。

※1 HID：高輝度放電ランプ（水銀ランプ・メタルハライドランプ・ナトリウムランプなど）の略称

※2 別添1：HID 高天井用照明器具の無償点検・修理について（三菱電機株式会社ニュースリリース）

※3 別添2：不具合メカニズムと対策

**【本件問合せ先】**

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

環境施設企画係 島岡

電話：03-5253-4111（内線 2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

**【参考】** HID 高天井用照明器具 ご愛用のお客様へのお詫びと無償点検・修理のお願い

<http://www.MitsubishiElectric.co.jp/oshirase/20180122/>

NEWS RELEASE

**HID 高天井用照明器具の無償点検・修理について**

三菱電機株式会社は、1978年から2015年に製造・販売した、主に工場・倉庫・体育館等の天井に吊下げて使用する「HID<sup>※1</sup>高天井用照明器具」の一部機種において、吊具の接続金具が外れて落下する可能性があることが判明しましたので、無償にて点検・修理を実施することをお知らせします。

お客さまへの告知は、2018年1月22日以降、当社および三菱電機照明株式会社ホームページへの掲載、ならびに工場・倉庫関連に向けて業界紙、機関紙上への「お詫びとお願い」の掲載や、体育館関連に向けては教育委員会等へのダイレクトメール等にて周知を図ります。

本件は、当社および三菱電機照明株式会社が製造・販売した一部機種が、長期間の使用によりランプからの熱影響が蓄積することで吊具の接続金具が外れて器具本体が電源線のみで保持される状態となり、さらに継続使用されると電源線が断線して落下し、お客さまにその照明器具が当たりお怪我をされる可能性もあることが判明したため、実施するものです。

また、一部機種の接続金具に仕様と異なる材料を誤って使用していたことも判明しています。お客さまには、大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

※1：HIDは、高輝度放電ランプ（水銀ランプ、メタルハライドランプ、ナトリウムランプなど）の略称

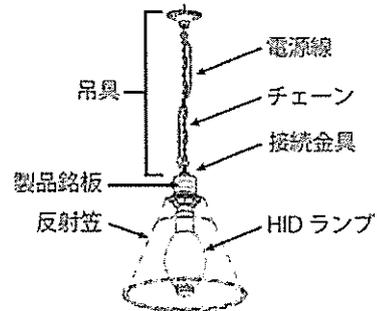
**対象製品**

- 製品名：HID 高天井用照明器具
- 形名：下記対象形名一覧表による
- 製造期間：1978年（昭和53年）から  
2015年（平成27年）
- 合計台数：184,075台

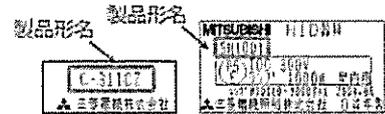
■対象形名一覧表

- |                       |                       |                      |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| ①C-311C               | ②C-311C-SP            | ③C-311CSP            |
| ④C-311C <sup>特</sup>  | ⑤C-311CZ              | ⑥C-311CZ-SP          |
| ⑦C-311CZSP            | ⑧C-311CZ <sup>特</sup> | ⑨C-321C              |
| ⑩C-321C-SP            | ⑪C-321CSP             | ⑫C-321C <sup>特</sup> |
| ⑬TH1000C              | ⑭TH1000C-SP           | ⑮TH1000CSP           |
| ⑯TH1000C <sup>特</sup> | ⑰HH50021              | ⑱HH50021L1           |
| ⑲EC40028              | ⑳ED40974              | ㉑SH1001              |
| ㉒SH1001-SP            | 22形名                  |                      |

1. 対象製品概略図



2. 対象製品の銘板記載例



**お客さまからの問い合わせ窓口**

対象製品をご使用の場合、また高所にあるために対象製品かどうかのご確認が困難な場合も、下記にて問い合わせを受け付け、各地区の当社サービス会社の技術者または販売店様が設置場所を訪問のうえ器具の点検を行い、点検の結果に応じた修理を実施します。

フリーダイヤル（無料）

(TEL) 0120-540-200 (FAX) 0120-540-308

受付時間： 9:00~19:00 (2018年2月28日まで 土・日・祝日は、9:00~17:00)

9:00~17:00 (2018年3月1日から 土・日・祝日は除く)

電子メール：HID@Mitsubishi-Lighting.co.jp

※ホームページからも無料点検・修理の受付をいたします

**オフィシャルウェブサイトによるお知らせ**

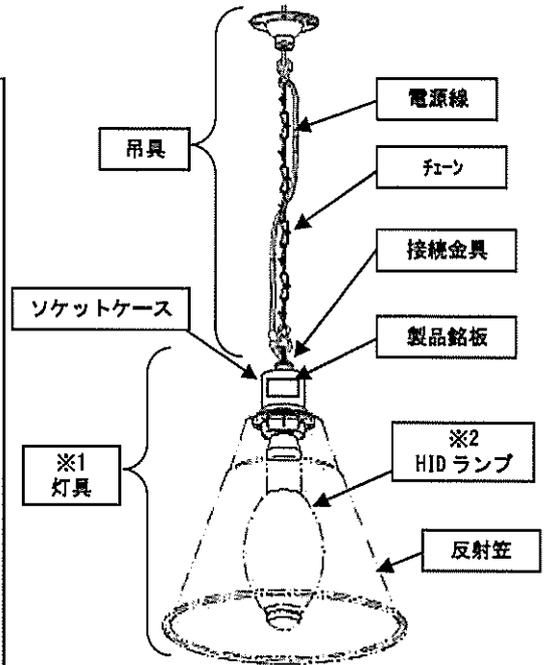
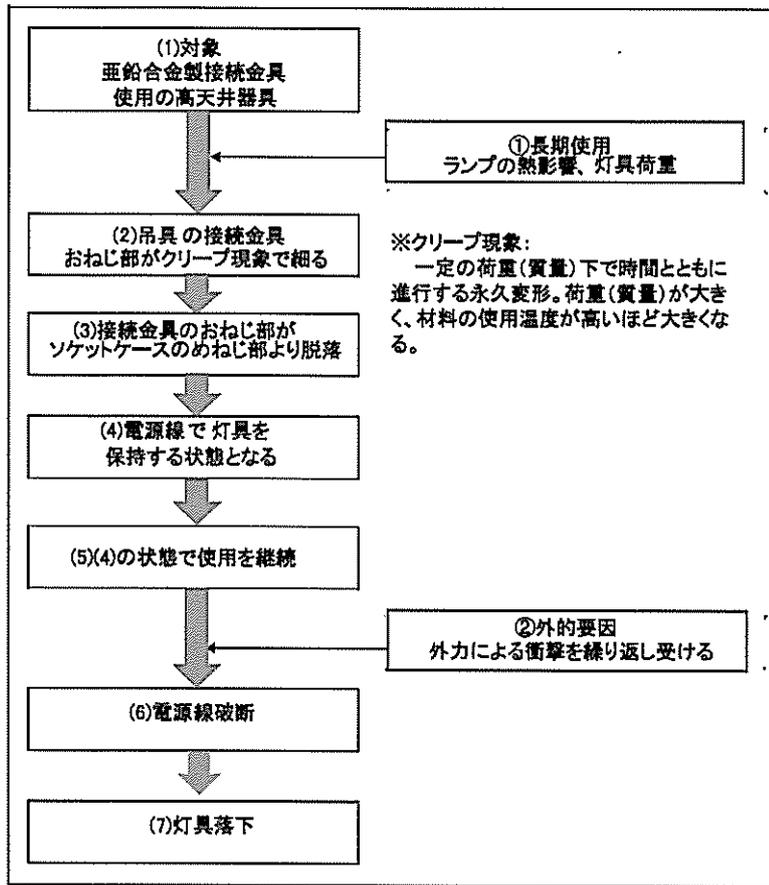
URL <http://www.MitsubishiElectric.co.jp/oshirase/20180122/>

報道関係からの  
お問い合わせ先

〒100-8310 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 TEL 03-3218-2333 FAX 03-3218-2431  
三菱電機株式会社 広報部

【説明資料 :不具合メカニズムと対策】

1. 不具合発生メカニズム



- ※1 灯具は、吊具に対して組合せ違いがあります。
- ※2 ランプは150W~1000Wまでの適合品がある。

図1 器具外形図

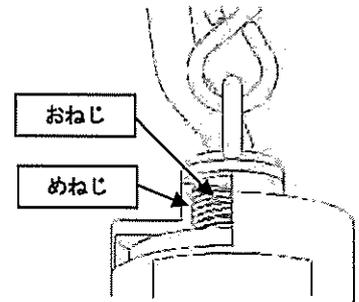


図2 接続金具部拡大図

2. 対策

アルミニウム合金製の接続金具に交換し、落下防止ワイヤーを取り付けます。

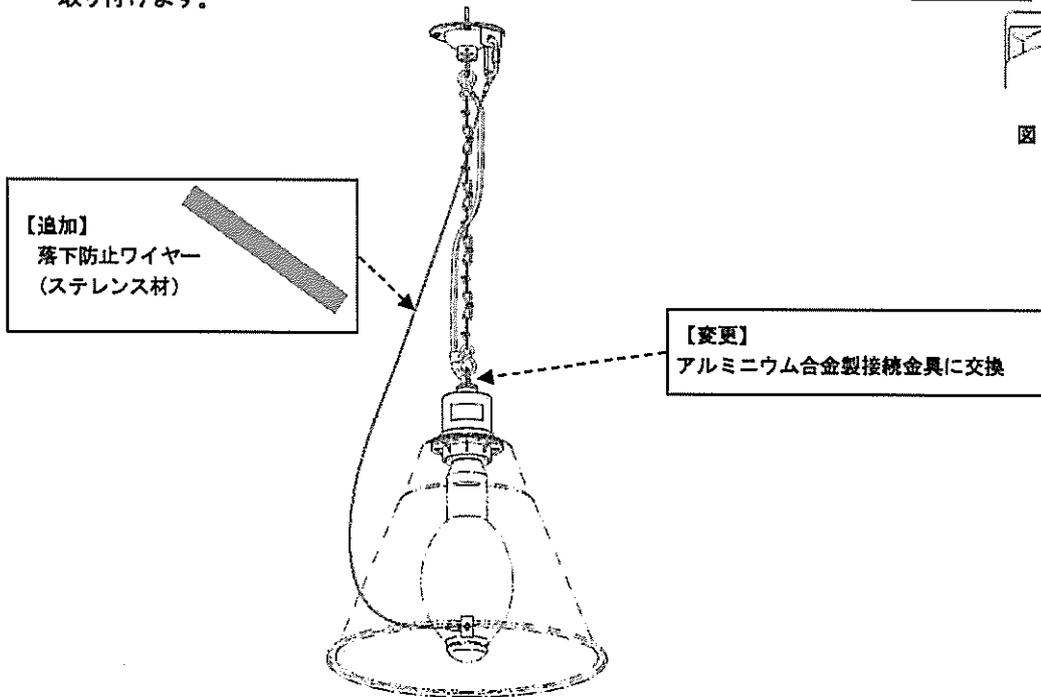


図3 対策内容



事 務 連 絡  
平成21年5月29日

各 国 公 私 立 大 学 事 務 局  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 総 務 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 学 校 担 当 事 務 局  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 文 化 行 政 主 管 課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施に  
ついて（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、医療従事者以外の方の使用を前提として、医療機関以外の施設においても多数設置されております。このような状況を踏まえ、今般、厚生労働省から別添のとおり依頼がありましたので、下記のとおり御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、附属学校を設置する国立大学にあつては、当該附属学校に対して、各都道府県・指定都市教育委員会にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設並びにその他の関係団体に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所管の私立学校（専修学校・各種学校を含む。）等及びその他の関係団体に対して、各都道府県・指定都市文化行政主管課にあつては、所管の文化施設及びその他の関係団体に対して、設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本事務連絡の内容について周知をお願いします。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等が厚生労働省から示されているので、その内容について御了知いただき、設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
3. AEDの使用に関する講習会を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校安全係  
TEL 03-5253-4111（内線2917）  
FAX 03-6734-3794

事 務 連 絡  
令和5年 7月 4日

各都道府県スポーツ施設主管課  
各指定都市スポーツ施設主管課 御中

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

### 既設防球ネット点検マニュアルの活用について

日頃より、スポーツ施設の安全管理に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、一般社団法人日本防球ネット施設業協会においては、文部科学省、国土交通省、スポーツ庁の協力を得て、「既設防球ネット点検マニュアル」を令和5年4月に作成し、ホームページに掲載しているところです。つきましては、所管施設の安全点検の際の参考にするなど、本マニュアルの活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

参考：<https://n-boukyunet-fa.com/wp/wp-content/themes/swell/img/maintenancestandards-01.pdf>

また、同協会では、「既設防球ネット点検マニュアル」に関する無料講習会を開催することとしておりますので、併せてお知らせいたします。受講希望は同協会ホームページからお申し込みください。参考URL：<https://n-boukyunet-fa.com/>

なお、都道府県スポーツ施設主管課におかれましては、所管の市区町村スポーツ施設所管課に対して本件を周知いただきますようお願いいたします。

**【本件担当】**

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係

アドレス：stiiki@mext.go.jp

電話：03-5253-4111(内線 3773)

# 既設防球ネット点検マニュアル

---

2023年 4月  
一般社団法人 日本防球ネット施設業協会

# はじめに

## 点検マニュアル作成に至る経緯として

2019年6月、大阪北部地震発生時、大阪府高槻市の小学校でのブロック塀が崩壊し、登校中の女兒が下敷きになり亡くなる事故が起きました。他にもゴールポストの下敷事故など、本来安全であるべき施設の様々な箇所に危険が潜んでおり、又、建物建設からかなりの年月が経ち、老朽化が目立つ施設も年々増加しています。そんな折、2021年4月、宮城県白石市で木製の防球ネットの支柱が転倒し、児童2名が死傷する痛ましい事故が起こってしまいました。まず、事故の原因となった防球ネットの支柱には木柱が使用されていました。

防球ネットの安全性を維持していく必要がありますが、設計、構造、施工、点検において統一された共通のルールが無いのが現状です。また、点検に関する資料もないので、我々防球ネットの施工に携わる者は経験値から危険を察知できたとしても、実際に施設を運営管理する管理者には不明な点が多いのではないかと考えました。

これらのことから防球ネットの管理に関する知識の少ない管理者の方々にも分かり易く防球ネットの部位名称の統一、それぞれの部材の役割、基本的な構造、自主的に行える点検方法やその結果の管理方法等を記載した点検マニュアルを作成しました。点検方法も目視や感覚等簡易的なものを掲載しているので、日ごろの点検により大きな事故の予兆を察知し、未然に防ぐためのツールになれば幸いに思います。

又、地震や台風等の災害後に施設使用する際の注意喚起として緊急時のものも作成しました。万が一の為に緊急連絡先として施設の目につく場所に掲示しておくと思えます。

防球ネットが設置してある施設の利用者は大半が子供たちです。また、教育・スポーツ施設は災害時には多くの人々の避難場所として指定される公共性の高い場所でもあります。日々の簡単な点検により危険性のあるものを取り除き、誰もが安全で安心して利用できる憩いの場所になる為の社会貢献が出来れば本望に思います。

一般社団法人 日本防球ネット施設業協会  
理事 奥田邦晴

## 目次

---

---

<b>第1章</b>	<b>防球ネットについて</b>	<b>P3</b>
1-1	防球ネットの部位名称	
1-2	防球ネットの基本構造	
<b>第2章</b>	<b>簡易点検</b>	<b>P6</b>
2-1	簡易点検表	
2-2	簡易点検方法	
2-3	簡易点検結果の解説	
<b>第3章</b>	<b>防球ネット台帳作成</b>	<b>P15</b>
3-1	防球ネット台帳	
3-2	防球ネット管理表	
<b>第4章</b>	<b>緊急点検</b>	<b>P18</b>
4-1	緊急点検表	
4-2	緊急点検結果の解説	

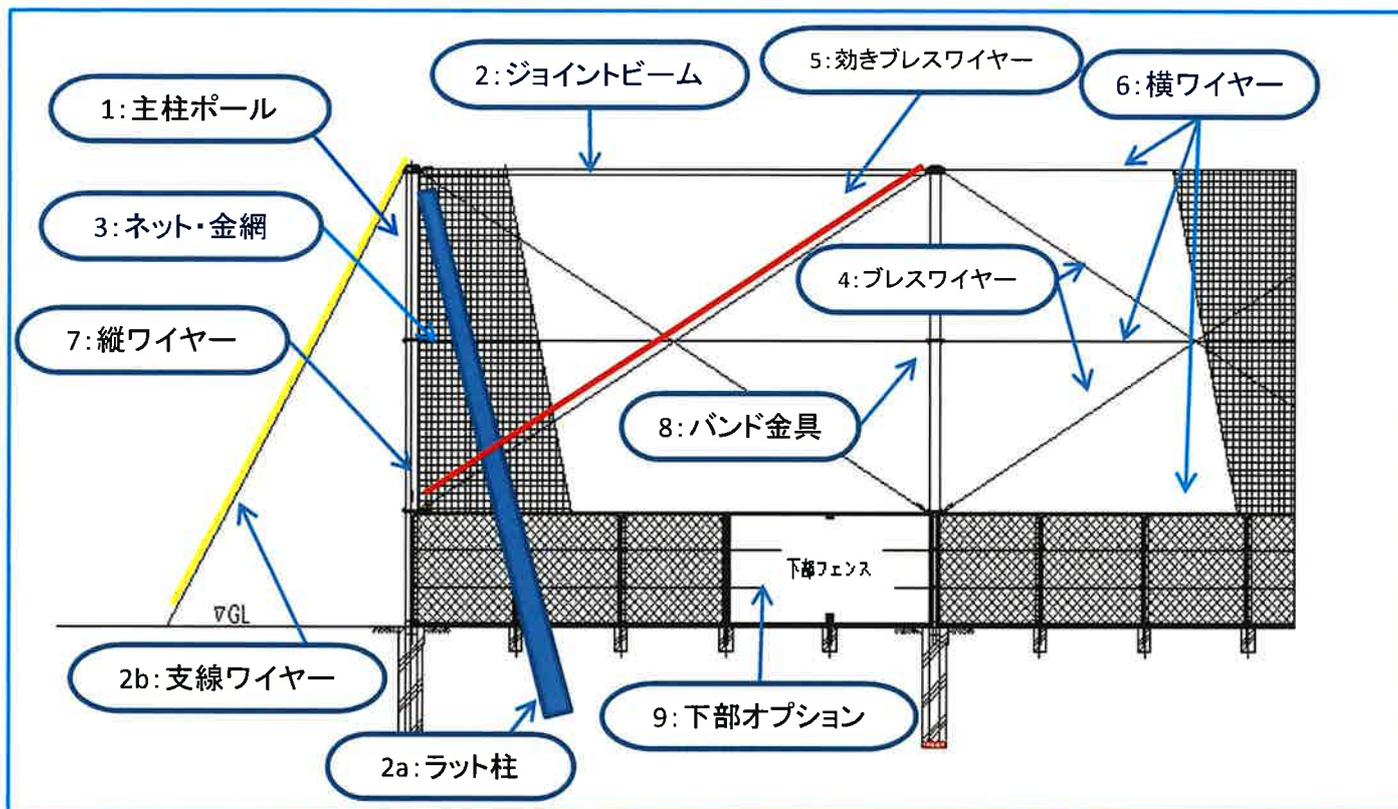
### 《適用の範囲》

教育施設、スポーツ施設、公園施設に設置してある鋼製(鋼管柱)、コンクリート製(PC柱)の固定式防球網及びバックネット。  
可動式化繊ネットを有する昇降式防球網に対して管理者が行う通常の簡易点検及び緊急点検に適用する。

## 第1章 1-1

### 【 防球ネットの部位名称 】

ここでは防球ネットの部材名称を図にて紹介します。



#### ①主柱ポール

防球ネットの柱材。鋼管、コンクリートの2種類が基本(木柱や鋼管以外の金属もあります)です。

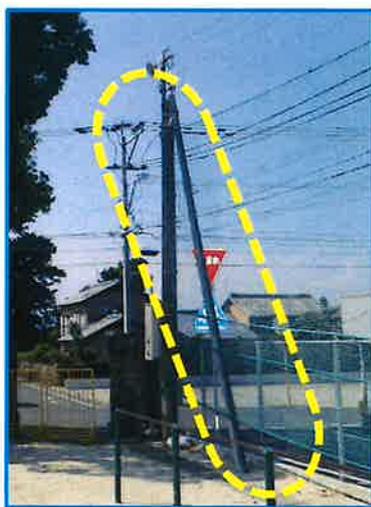
#### ②ジョイントビーム

防球ネット平面配置における端末及びコーナーに設置してある。古いコンクリート柱の防球ネットでは黄色い点線のような、a斜めに柱を立てるラットや、b支線ワイヤーで代用している場合もあります。



#### 通常のジョイントビーム

柱の頂部をパイプ材でつなげている。  
横梁のようなもの。



#### a ラット柱

ほお杖のような形。



#### b 支線

防球ネットと逆側に主柱頂部から  
斜めに出ているワイヤー。  
地中にアンカーを設置。

③ネット・金網

化繊ネット又は金網。金網は鋼管柱で使用されている場合が多いです。

④プレスワイヤー

主柱間の柱揺れ止めプレスワイヤー。メッセンワイヤーと下部にターンバックルをバンド金具に固定させる形で構成されている。このワイヤーのおかげで柱の揺れが軽減され、ネットの破損を防いでいます。

⑤効きプレスワイヤー(赤実線)

防球ネットのワイヤーの中で一番重要なワイヤー。このワイヤーで平面上の直線1面を構成しています。ジョイントビームのスパンで構成され直線面を正面に見てカタカナのハの字に配置されています。

ここでは、ジョイントビーム部のプレスワイヤーはすべて効きプレスとします。

(※支線やラット柱の場合はこの二つが効きプレスのかわりになります。) ターンバックル写真

⑥横ワイヤー

ネット結束用横メッセンワイヤー。

⑦縦ワイヤー

ネット結束用縦メッセンワイヤー。

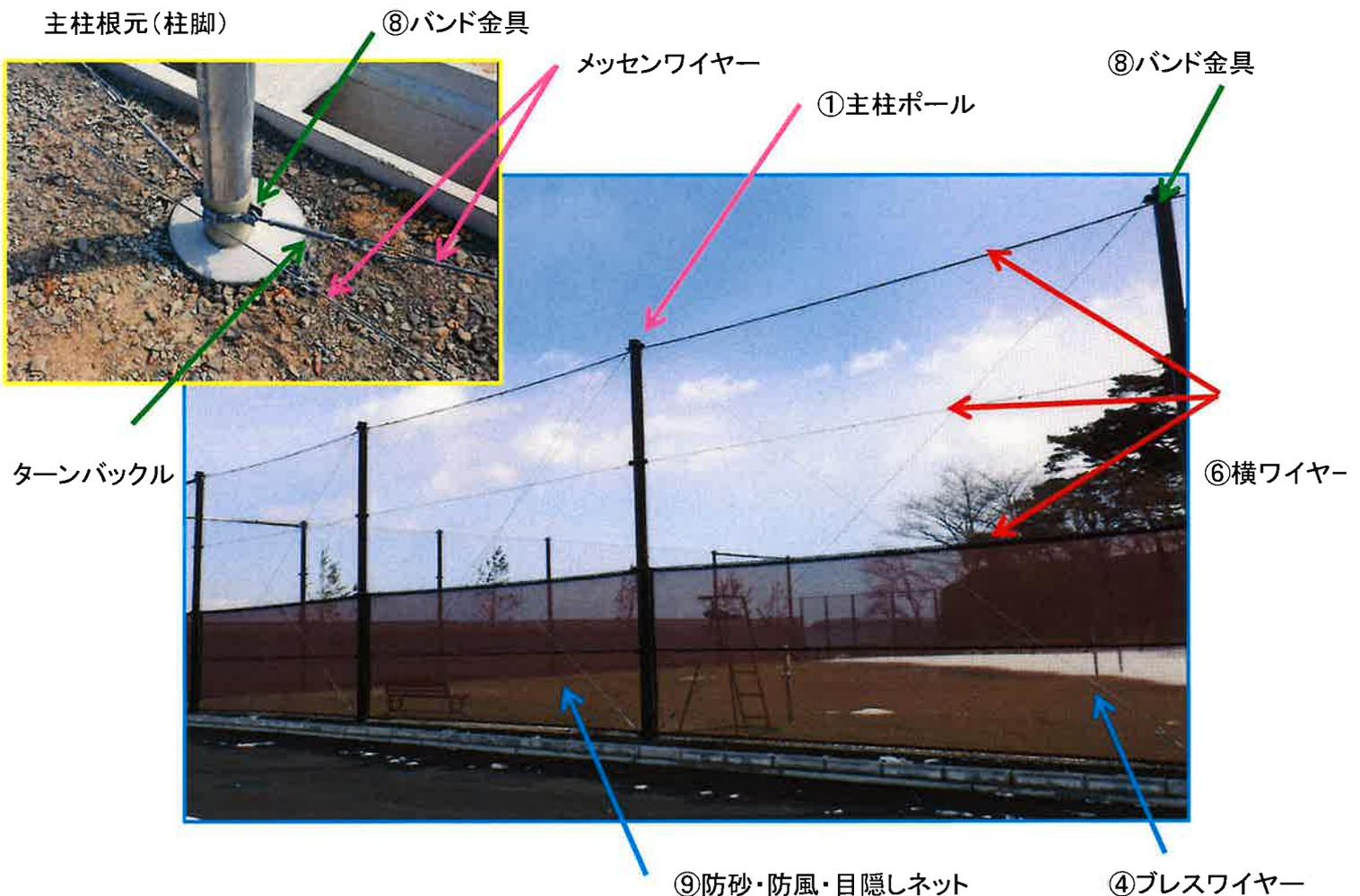
⑧バンド金具

メッセンワイヤー固定用金具。

⑨下部オプション

防球ネット下部にフェンス、防風、防砂、目隠しネット等の追加製品が設置してある場合もあります。

※各メーカーにより呼び名が若干変わりますが、概ねこの内容で鋼管及びコンクリート柱を扱う業者との認識は問題ないと思います。

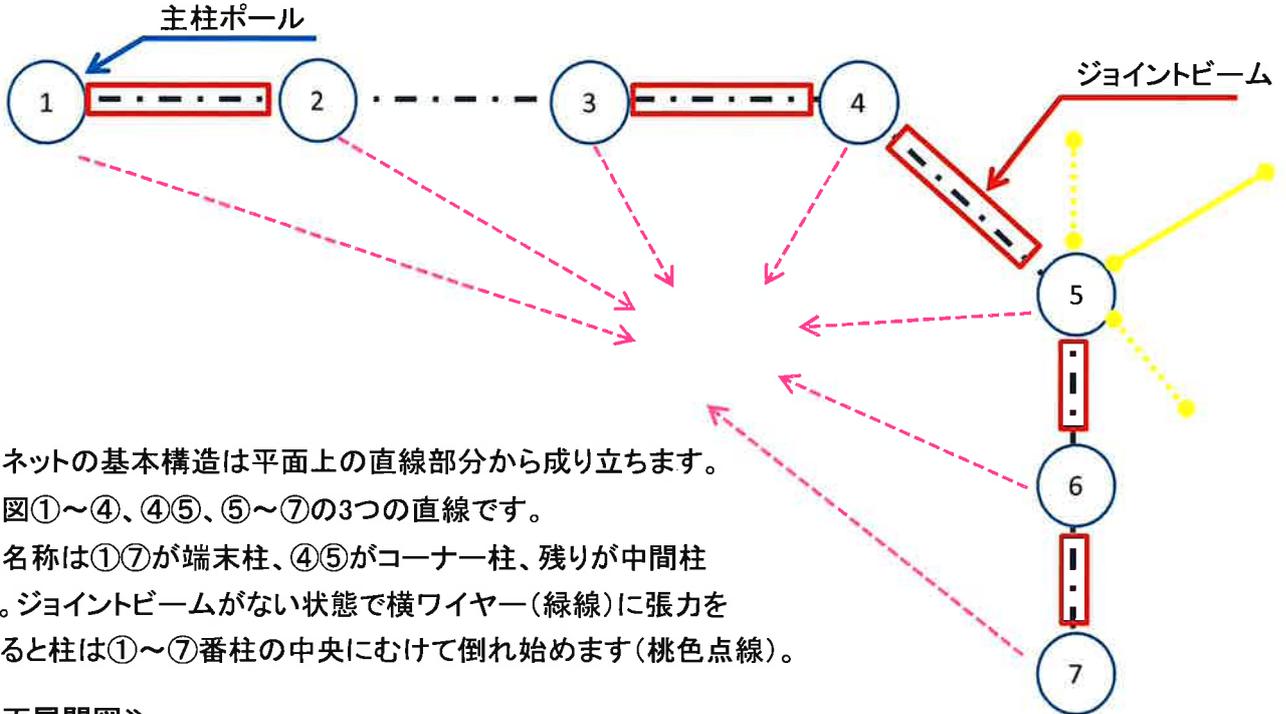


# 第1章 1-2

## 【 防球ネットの基本構造 】

防球ネットの構造は基本的に地上部を建築基準法施行令第87条の風圧力、基礎を配電規定にて構造検討を行います。若干の誤差はありますがほとんどのメーカーがこの計算式を使用しています。この計算式では柱の転倒を検討しており、細かいバンドやワイヤー及びネットの仕様は各メーカーにより異なります。これらの実施構造計算や管理と異なり基本的な防球ネットの構造をここで紹介します。

### 《参考図》

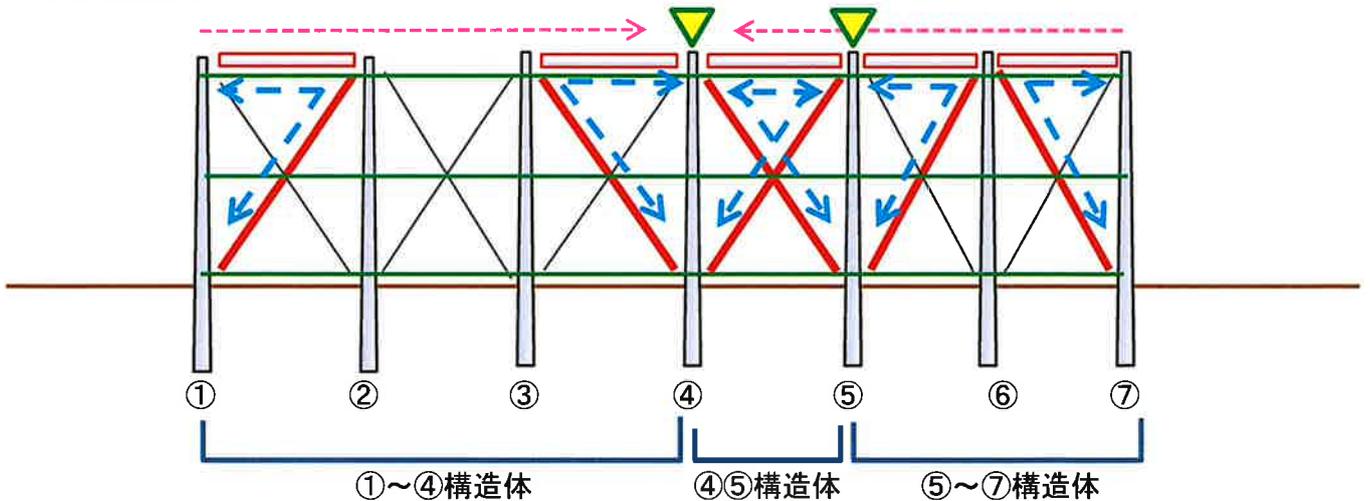


防球ネットの基本構造は平面上の直線部分から成り立ちます。

参考図①～④、④⑤、⑤～⑦の3つの直線です。

柱の名称は①⑦が端末柱、④⑤がコーナー柱、残りが中間柱です。ジョイントビームがない状態で横ワイヤー（緑線）に張力を掛けると柱は①～⑦番柱の中央にむけて倒れ始めます（桃色点線）。

### 《立面展開図》



立面展開図で説明すると横ワイヤーの内側に向かう張力（桃色点線）を効きプレス（赤色実線）に張力をかけその張力をジョイントビームに伝達させ、それごと外向きの反力とします（青色点線）。これにより各面（構造体）ごとに内外向きの方に均衡がとれ防球ネットとして成り立ちます。また、ラット柱の場合はコーナー柱に2本、端末柱には1本必要で支線の場合は⑤柱のように外向きに支線が必要です（黄色実線1本又は点線2本）。既設柱にジョイントビーム等の端末やコーナー構成がない場合は、構造計算以前に既に防球ネットとして成立していません。それらのことから、効きプレスが重要になります。

※昇降式や高尺の防球ネットではジョイントビーム不要タイプ、単柱自立させるものもあります。

## 第2章 2-1

### 【 簡易点検表 】

#### 既設防球ネットの規模と配置

No.	方位	主柱種類	直径	高さ	本数	年式
	東・西・南・北	木・コンクリート・鉄 ( □ ・ ○ ・ その他 ) ・ その他				西暦

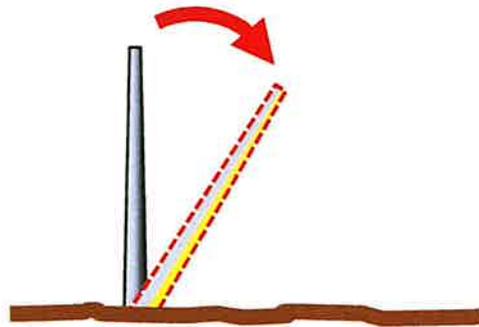
#### 項目 ① 設置時期

概ね35年以上経過した防球ネットがある

○・×	区分
	A

#### 項目 ② 主柱の傾き

大きく傾いている柱がある

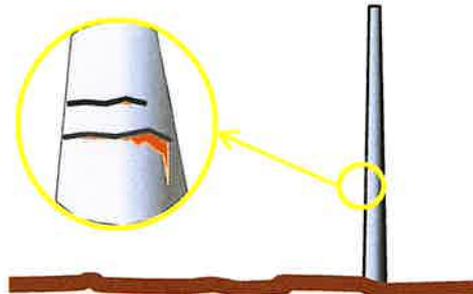


○・×	区分
	B

#### 項目 ③ PC柱のひび割れ(クラック)

主柱にひび割れがあり、サビ汁(赤褐色のしみ)が垂れている

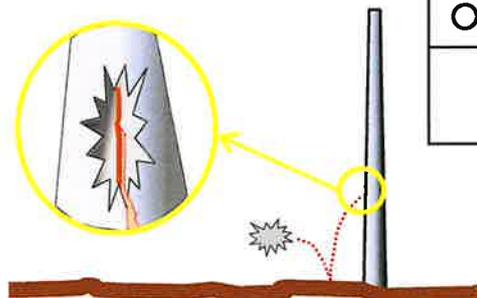
※地面から50cm～2m程度の箇所にはび割れ(クラック)があり、その割れから赤茶色のサビ汁が垂れている。



○・×	区分
	B

#### 項目 ④ PC柱のはがれ

主柱からコンクリートが部分的にはがれて内部鉄筋が露わになっている



○・×	区分
	A

#### 項目 ⑤ 鋼管柱の腐食

主柱の根元が腐食(サビている状態)して穴が開いている



○・×	区分
	A

#### 項目 ⑥ 鋼管柱の腐食

主柱の根元がサビている

○・×	区分
	B

項目 ⑦ 鋼管柱の柱脚(根元)

柱脚部が土に覆われ、確認できない

○・×	区分
	C

項目 ⑧ ジョイントビームの有無

端末及びコーナーにジョイントビーム(ラット柱・支線含む)がない

○・×	区分
	C

項目 ⑨ ジョイントビームの傾き

ジョイントビームが傾いている

○・×	区分
	C

項目 ⑩ 効きプレスワイヤーの張力確認

効きプレスワイヤーがたるんでいる

○・×	区分
	C

項目 ⑪ その他ワイヤーのたるみ

その他のワイヤーがたるんでいる

○・×	区分
	D

項目 ⑫ ネットの破損

ネットが破損している

○・×	区分
	D

項目 ⑬ 金網の破損

金網が破損して針金が露出している

○・×	区分
	D

項目 ⑭ 金具の落下

柱の周囲にナット・ボルト・シャックル等の金属片が落ちていたことがある

○・×	区分
	C



ボルト・ナット



皿ボルト



シャックル

項目 ⑮ バンド金具の破損

バンド金具が外れている

○・×	区分
	D

項目 ⑯ 天井ネット

天井ネットが降下しない(固定されている)



○・×	区分
	A

項目 ⑰ 昇降用ウインチ(可動部用機器)

ウインチ及び可動部が  
作動しない



○・×	区分
	A

項目 ⑱ かさ上げ

設置時期が明確ではないが、かさ上げをしている



○・×	区分
	A

項目 ⑲ 追加防砂ネット(下部オプション)

設置時期が明確ではないが、防砂ネットを追加設置している



○・×	区分
	A

項目 ⑳ 周囲の仮設・障害物

防球ネットの周囲に飛散しやすい仮設物(テント、日よけ、小屋等)が常設してある  
又は、つる草が防球ネットを覆っている

○・×	区分
	C

その他の問題


## 第2章 2-2

### 「簡易点検方法」

#### 点検準備

点検は二人一組で行ってください。点検に必要な物は下記にまとめます。



メジャー(コンベックス)



デジタルカメラ

#### 代表表記「既設防球ネットの規模と配置」

##### ・ナンバー(No.)

各高さ、仕様、年式により個別のNo.を数字表記する。

##### ・方位

方位はグラウンドのどの位置に対象防球ネットが配置されているか東西南北で表記する。

##### ・支柱種類 (材質・支柱の形状・直径・長さ)

柱の材質は、木材、コンクリート又は鉄(鋼管)かを選別し、不明な場合はその他とする。

鉄柱は支柱が四角、丸、その他と形状を選別。丸鋼管柱及びコンクリート柱(以後 PC柱)は直径を記入(円周÷3.14)。角柱は2辺の長さを記入(○cm×△cm)。

##### ・高さ

概ねの高さ。 例) 10m

##### ・本数

同じ種類で同じ高さの支柱本数 例) 5本

##### ・年式

概ねの製造年月日を西暦で記入する。例) 2012

#### ※まとめ知識

PC柱の柱高さGL+1.5~2.5m付近に規格を表す刻印(磁器)が基本的にあります(時代により無いものもある)。刻印には○○-△△-□□.□と数字表記があり、例に出すと“15-19-10.0”です。最初の15が柱全長、次の19が末口(柱頂部)の直径、最後がひび割れ試験荷重(設計荷重)になります。この場合、全長15mのPC柱、柱先端直径φ190mm、ひび割れ試験荷重が10kNの柱が立っていることになります。鋼管柱の防球ネットは角柱の場合は整数なので寸法を取りやすいですが、丸柱の場合はJIS規格になるので基本的にφ114.3、139.8、165.2、190.7、216.3、267.4、318.5、355.6mmが基準になります。この規格を「支柱種類」に記入してください。

※製品によっては該当しないものもあります。わからない場合は「不明」で問題ありません。

※刻印は衝撃緩衝材(セイフティーガード)で確認できない場合も多いです。

高さは運動施設に図面等資料が存在するものは資料高を記入し、不明な場合は、一人が柱前に立ち、もう一人が離れた位置から観測し柱前の人物×5倍程度や1段目までのワイヤー間隔をコンベックスで測り×段数で判断する程度で問題ありません。また、PC柱はテーパ率が決まっているので下記の方法で高さを算出可能です。PC柱の地上高はPC柱のテーパ率が1/75なので、

測量しやすいGL+1m付近で直径を測ります(円周から算出)②。

この円周は末口+(柱高さ/75)になり、逆算して、

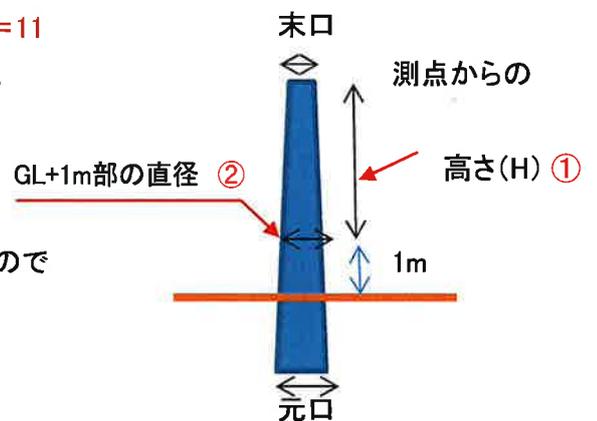
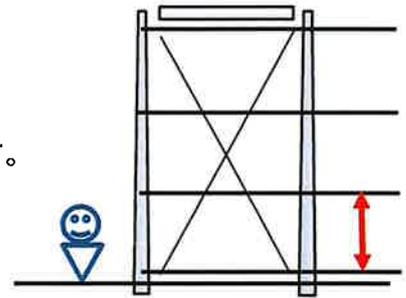
高さ=(実測したGL+1mの直径-末口径)×75(単位はmm)、

例えば、GL+1mの直径が337mmで末口がφ190mmの場合、

高さ=(337-190)\*75=11,025mm小数点を切捨計算になり、①H=11

測量点GL+1mがあるのでプラス1mで柱の高さは12mとなります。

柱延長がわかっている場合は残りの寸法が根入れになります。



※バックネットや防矢ネットでは特殊な柱を使用する場合があるので注意してください。

### ① 設置時期

設置時期は、施設内の存在資料や係員にヒヤリングを行い、5年単位程度で概ねの年数を記入する。

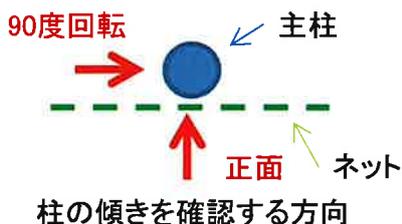
※PC柱は製造年を記入した磁器製の銘板があるので参考にしてください。



コンクリート柱の磁器製の銘板

### ② 支柱の傾き

柱を正面及び、90度回転して見た時に柱があきらかに傾いている物をカウントする。



柱の傾き

※柱の直径は基本的に20センチ程度です。柱1本分傾いていればカウントしてください。

### ③ PC柱のひび割れ(クラック)

クラックはPC柱に縦横方向に入っている「ひび割れ」になり、地上から50cm～2m程度の箇所によく見られる。

長さ20cm程度の物をカウントする。

※わかりにくい場合は晴天時に柱の色が変色する程度散水し乾燥していく過程で確認してください。クラックに水分が色濃く残りわかりやすくなります。



クラック

#### ④ PC柱のはがれ

PC柱が爆裂し、(内部鉄筋が腐食膨張し柱内コンクリートが部分的に剥がれ落ちている状態)、はがれ落ちて内部が剥き出しになっている状態をカウントする。※見えている鉄筋は錆を発生しています。



はがれ

#### ⑤ ⑥ 鋼管柱の腐食

金属性主柱(鋼管)防球ネットの錆(腐食)が発生しているかを確認する。特に柱脚部(柱の根元)の錆に注意し、柱脚が土に隠れている場合は掘り起こして確認する。

※錆がひどい場合は頑丈なもの(ドライバーや金属製の棒)で削ってみて柱に穴が開いていないか確認してください。また、検査後は錆の部分に塗装を行ってください。



柱脚部のさび

#### ⑦ 鋼管柱の柱脚部(根元)

柱の根元基礎が土で埋もれていたり、アスファルトや人工芝で隠れているかを確認する。柱が目視できることが望ましい。

#### ⑧ ジョイントビームの有無

端末及びコーナーにはジョイントビーム又はラット柱か支線が必要。必要個所にジョイントビームがついているかを確認する。

#### ⑨ ジョイントビームの傾き

ジョイントビームが傾いているかを確認する。※これは金属柱(鋼管柱)に良く発生する現象です。

#### ⑩ 効きプレスワイヤーの張力確認

基本構造で紹介した効きプレスが張力を保持しているか確認する。

※手で引いて張りを感じれば問題ありません。ワイヤーが3cm以上動く場合は弛みと判断してください。

#### ⑪ ⑫ ワイヤーのたるみ・ネットの破損

即座に構造的問題に発展しないが、防球ネットの複数要因を検討するために必要になるので確認する。

※ワイヤーのたるみは10cm程度の動きで弛みと判断してください。

#### ⑬ 金網の破損

構造上は関係はないが、安全管理上危険があるので確認する。

※破損個所に触れると利用者がケガをする可能性があるため接近禁止にしてください。

#### ⑭ 金具の落下 ⑮ バンド金具の破損

大きな破損の前に発生する小さな現象。過去に落下物の有無を各施設管理者に確認する。

※その他、見たことのない金具が落ちていた場合は保管しておいてください。

## ⑩ 天井ネット ⑪ 昇降用ウインチ

運動施設の昇降設備は、バックネットの天井ネット、弓道・アーチェリー場の矢道横断のタレネット、高尺防球ネット、及び日よけネットになどがある。昇降設備がついている製品は、固定張り(張りっぱなし)では不成立な構造(強度不足)になるものが多く強風、台風、積雪時など諸条件によりネットを降下させる仕組みになっている。したがって、降下条件時にネットを地上部に降下できない状態であるネット及び昇降設備を確認する。

### ※まめ知識

基本的にワイヤーの破損が原因でネットが落下する事例が多くみられます。最悪、ゴルフ練習場の倒壊事故に似た事故が発生する可能性があります。下記に各製品の特長をまとめているので確認してください。

#### ・天井ネット付きバックネット

基本的に固定された天井ネットは、強度不足だと推測されます。天井ネットを固定した場合、積雪荷重や風荷重が防球ネットの数倍になることと頂部集中荷重になるので柱に対する負担が過大になるからです。したがって、殆どのメーカーは天井ネットを昇降式にしています。この昇降設備が何らかの原因で作動しない場合は、大事故に発展する可能性が高いので強風、台風、積雪時期前までに修理・改修・撤去等の対策を考えておくことが重要です。



#### ・弓道場、アーチェリー場

弓道場、アーチェリー場のタレネットは10m以上の柱間隔になり、昇降式になることが多いです。これは防矢ネットが通常の防球ネットより充実率(風を防ぐ率)が高いため固定張りが設置条件及び価格面で困難だからです。昇降方法はハンガー式、引上げ式、カーテン式があります。選定基準は柱間隔が17m以下程度＝引上げ式、20m程度＝ハンガー式を採用します。ハンガー式は大きな弛度(たわみ)を発生させれるので構造上有利になります。カーテン式は水平移動であるため基本的に高所にネットが残り、又、ガイドワイヤーが必要なため常に大きな張力が主柱にかかるので、現在、ほとんど採用されません。

※ジョイントビームのないカーテン式設置の施設では、柱の柱脚(根元)に大きな力がかかるので主柱のクラックや変形に注意が必要です。



引上げ式



ハンガー式



カーテン式

※ウインチがネットを降下させることができるが上昇させることができない場合は、一度すべてのワイヤーを出し(ネットを下ろしきる)、必要個所にオイルスプレーを塗布し巻きなおすと問題が解決する場合があります(乱巻き現象)。また、上昇はできるが降下ができない場合は何か引っ掛かっているかウインチのギア破損の可能性があるので注意する。

#### ⑩ かさ上げ

既設の柱に新たに柱を継ぎ足して高さを上げているものを確認する。

※2m以下のものは大きな問題はないと思われるが、かさ上げ3m以上のもの、主柱と同径(同じ大きさの柱)で嵩上げてあるものは構造上、大きな危険があるので注意が必要です。



#### ⑪ 追加防砂ネット(下部オプション)

防砂・防風・防塵・遮光ネットの有無と高さを確認する。

※砂や塵、風を防ぐためのネットは比較的新しい製品で既設品では追加で設置され、構造検討を行っていないものも多いです。

特に、高尺物は主柱転倒の可能性もあるので注意が必要です。



#### ⑫ 周囲の仮設・障害物

飛散物やつる草は急激に構造条件を損なう(強度不足)可能性がある所以周囲を確認する。

※施設内において管理者および利用者による独自工作で倉庫、部室、屋内施設や仮設の屋根付き駐輪場、ビニールハウス、テント等を防球ネット付近に設置した場合、強風・台風時に独自工作物の屋根や壁が破損し、その部材が飛散し防球ネット網に引っかかり、風荷重を100%受けて主柱が転倒する事例も多くあります。したがって、これらの施設等は極力撤去するか飛散防止対策を行う必要があります。つる草も南側に葉を張るので葉側から強風を受けた場合、風荷重が100%近くなり柱が倒壊する危険性もあります。よって、草刈、除草は重要な管理工程になります。

#### 【 記入・提出方法 】

1種目ごとに「防球ネット簡易点検表」を使用して調査し、第3章3-2の「防球ネット管理表」にまとめる。

写真は1種目ごとに全景を撮影し、問題がある箇所も写真で記録を残しておく。

追記確認しておきたいことは「簡易点検表」最下段、その他の部分に明記する。

## 第2章 2-3

### 「簡易点検結果の解説」

【専門業者の調査の必要性・緊急性を示す】

A	<p>対象：① ④ ⑤ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯</p> <p>【<b>早急な専門業者の調査が必要</b>】</p> <p>① 実際は40年以上経過した柱に倒壊事故が見られるが、安全を優先し35年とする。年数は代表表記の年式(西暦)で判断する。35年以上前は要観察で40年以上前の物は専門業者に調査依頼をし取替又は補強・補修を行うのが望ましい。</p> <p>④⑤ <b>専門業者でもあまり見ることができないレベルの破損である。早急に専門業者に調査依頼を行い可能であれば緊急工事で即座に補修するのが望ましい。</b></p> <p>⑬ 天井ネットがついたバックネット及び防球ネットでネットが降下しないものは殆どが構造上問題があると思われる(強度不足)。特に、豪雪・降雪エリアの場合、シーズン前までに専門業者の調査を行うのが望ましい。間に合わない場合は、積雪時立入禁止にするのが望ましい。</p> <p>⑭ ウインチが設置してある設備(バックネット、防矢ネットタレ、高尺防球ネット)は強風・積雪時にネットを降下させる構造になっています。そのため、ネットが降下しない場合は強度不足の状態が続き柱への負担が高くなります。構造的にも不安が残るので早めに専門業者に調査依頼をし、ウインチ改修・交換を行うのが望ましい。</p> <p>⑮ 主柱に細径の嵩上げ柱をバンドで接続して行っている嵩上げは、嵩上げ柱の倒壊や変形程度の比較的小さな被害しか発生していないが、<b>主柱と同径程度の柱を帽子のようにかぶせている高さ3m以上の嵩上げ(a)</b>は、倒壊の危険が高いので専門業者に調査依頼を行い、緊急工事で改修・撤去を行うのが望ましい。</p> <p>⑯ 防砂・防塵・防風ネットが多いのが、高さ2m以下のもので、構造計算上は強度不足になる可能性はあるが緊急性は低い。緊急性が高い物は<b>4m以上設置してあるネット又は4m以上の位置に設置してあるネット(a)</b>で、延長幅に関わらず設置してあれば、危険度は高いので専門業者に構造確認を行い、強度不足である場合は補強・改修を行うのが望ましい。緊急対処が難しい場合は強風時に撤去するのが望ましい。</p>
---	---

※区分Aの項目2つ以上又は、下線部分(④、⑤、⑮a、⑯a)に該当するものは、倒壊の危険性が高く最優先緊急対策が必要です。早急に専門業者に連絡し、現地確認をお勧めします。

B	<p>対象：② ③ ⑥</p> <p>【<b>1年適度の範囲で専門業者の調査が必要</b>】</p> <p>② 直接の原因ではないが構造的な問題が発生していると考えられる。</p> <p>③ 構造的な問題と④に至る前触れなので注意が必要。</p> <p>⑥ サビが軽度であれば補修で対処できる可能性があるが、⑤に至る前触れなので注意が必要。</p>
---	--

C	<p>対象：⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑭ ⑰</p> <p>【<b>専門業者の緊急対応は不要</b>】</p> <p>⑰以外 早急な対応は必要ないが、将来的に問題があると思われるので改善が必要である。</p> <p>⑰ 飛散する物が近くにある場合は撤去する。つる草は倒壊事故の原因としては多く発生しているので頻りに除草を行う。</p>
---	--

D	<p>対象：⑪ ⑫ ⑬ ⑱</p> <p>【<b>専門業者の対応不要</b>】</p> <p>⑱ 構造には関係ないが、機能的に問題がある部分。</p>
---	---

防球ネット専門業者連絡先

### 第3章 3-1

#### 「防球ネット台帳」

過去に事故が発生した防球ネットでは管理者による適切な管理が行われていなかったもの、又は、管理者が潜む危険性に気づいていなかった事例が多くあります。防球ネットに関して正しい知識と調査がなされていなかったのが原因だと思います。管理者の交代や異動が生じて防球ネットの実態や危険性について情報共有できるように台帳管理が有効であると考え、台帳及び管理表を作成しました。すでに台帳管理を行っている施設管理者は使用している管理台帳にランク付けを追加してもらえばより良いものになり、台帳管理を行っていない管理者は、不幸な事故を減らしていくため、作成をお勧めします。

#### 「台帳使用方法」

簡易点検表Bが防球ネット管理表を基に台帳を作成し、実態把握と共に改修工事の優先度の検討などに使用します。特にランク区分Aに該当するものは、専門業者と一緒に現地確認を行うことをお勧めします。

#### ※防球ネット参考台帳

施設名		防球ネット				
施設名	方位	支柱種類	高さ	年式	A	B
〇〇高校	北東	PC柱	12	1970	2	2
〇〇高校	南	鋼管柱	10	2010	0	1
△△高校	西	金網フェンス	5	1985	2	0
△△高校	南	木柱	4	1960	1	1
〇〇公園	東	PC柱	4	2001	0	0
〇〇スポーツ広場	南	PC柱	20	1975	1	1

危険度順に変更		※順位は低い木柱に注意が必要				
施設名	方位	支柱種類	高さ	年式	A	B
〇〇高校	北東	PC柱	12	1970	2	2
△△高校	西	金網フェンス	5	1985	2	0
△△高校	南	木柱	4	1960	1	1
〇〇スポーツ広場	南	PC柱	20	1975	1	1
〇〇高校	南	鋼管柱	10	2010	0	1
〇〇公園	東	PC柱	4	2001	0	0

#### ※まめ知識

#### 「防球ネットの現状と課題」

現在、防球ネットには設計、構造、施工、点検において統一されたルールがありません。

新設や改修工事でも各メーカーや施工業者が独自に対応しているのが現状です。

その結果、同メーカー製品でも完成度の優劣、耐久性、安全性が異なる製品も存在する結果になります。

これらの課題を解決し、各種基準を作成するには根拠となるデータが必要になります。

当点検業務の蓄積データを集結し、今現在不明瞭になっている柱の耐久性、安全性、計画方法、製品選定、施工方法、構造検討等を共通の標準基準を確立させ、数値化することで、これから先の安全確立の為に役立てることが可能になるので、是非、台帳管理を推奨します。

### 第3章 3-2

#### 《 防球ネット管理表 》

※第2章2-2「簡易点検方法」の「記入・提出方法」を参照の上、施設ごとに作成します。

管理施設名	
-------	--

点検日	
-----	--

#### ● 防球・防矢ネット及びバックネット

No.	方位	主柱種類	高さ	○の数
A				
B				
C				
D				
E				

#### ● グラウンド内配置スケッチ

北	
西	東
南	

● 点検写真

全景・危険箇所等

緊急点検表

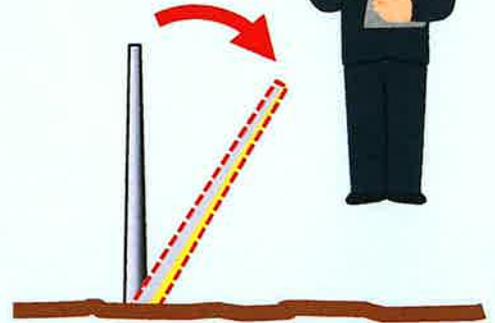
地震や台風後の防球網の簡単診断です。災害後の施設利用前に○×で点検確認してください。

裏面も見てね！



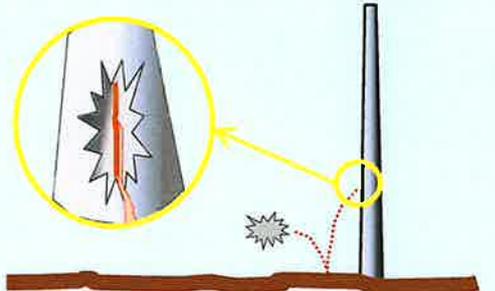
質問 ① 主柱が大きく傾いている  
右絵のような大幅に傾いている

○ ×



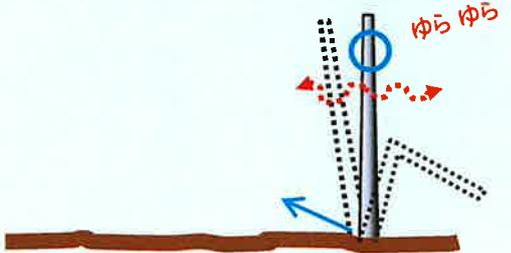
質問 ② 柱のひび割れ (PC柱)  
主柱がひび割れてコンクリートがはがれ落ちている(内部鉄筋が露わになっている)。

○ ×



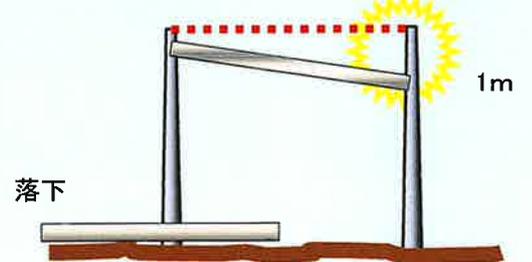
質問 ③ 鋼管柱が曲がっている  
主柱の根元が折れている。  
又は、中間から変形して曲がっている。

○ ×



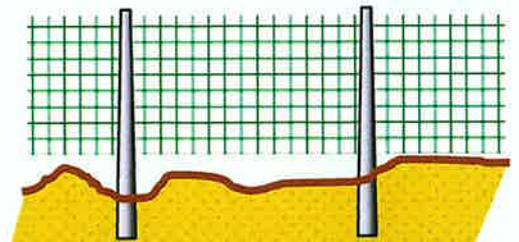
質問 ④ ジョイントビームが傾いている  
ジョイントビームが傾いて、概ね1m程度傾いている(平行にずれている、落下している場合も○)。

○ ×



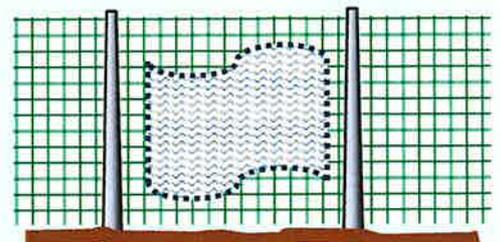
質問 ⑤ 地面が隆起している  
土砂の流出や液状化により地面が隆起し、防球網の基礎や根入れ部分が露出している。

○ ×



質問 ⑥ 飛散物が網に引っかかっている  
飛散物(シート物、波板等の風を通さないもの)が網に付いて撤去することができない。

○ ×



## 第4章 4-2

### 【 緊急点検結果の解説 】

表紙でおこなった緊急点検後の対応をここで説明します。

○×による対処方法をは下の図になります。

#### ① ② ③ ⑤ に○がある場合

施設管理者と専門業者に連絡してください。危険度が高いので施設内は防球ネットの高さ分のエリアを立入禁止エリアとしてください。また、施設外に人や住宅がある場合は避難勧告を行ってください。

#### ④ に○がある場合

施設管理者に連絡してください。防球ネット付近3mは立入禁止エリアとしてください。

#### ⑥ に○がある場合

施設管理者に連絡してください。可能であれば飛散物を取り除いてください。  
状況が悪化する場合は飛散物の反対に位置する人に避難勧告を行ってください。

※災害時には連絡が取りにくくなることが想定されます。その場合は現場の判断で使用可能エリアの設定をお願いします。可能であれば防球ネットが転倒した場合を想定した危険エリアを設定し、人の流れや車両等の出入りを規制してください。

※防球ネットの緊急点検は、避難行動が一段落し、安全確保ができてから行ってください。また、状況の説明や今後の対策の確認を下記連絡先に行う場合は、現場状況写真等資料を事前準備しておいてください。

※緊急時の為に施設管理者や防球網専門業者の連絡先を記載しておくことと慌てずに対応できます。

施設管理者連絡先

防球ネット網専門業者

## 既設防球ネット点検マニュアル

---

**【発行】** 2023年4月  
一般社団法人 日本防球ネット施設業協会  
住所 〒730-0847  
広島県広島市中区舟入南四丁目1番7号  
TEL:082-532-9560

**【協力】** 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部  
国土交通省住宅局  
スポーツ庁

体育館の剥離した床板及び床板から露出したねじにより、生徒が負傷する2件の事故が発生しました。については、利用者の安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。また、各施設において、維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。

事務連絡  
令和7年2月7日

各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県私立学校施設主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立大学施設担当部課  
各国公私立高等専門学校施設担当部課  
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課  
各都道府県スポーツ施設主管課  
各指定都市スポーツ施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

#### 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について

標記については、平成29年5月29日に公表された、消費者庁の消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）を踏まえ、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成29年5月29日付29施企企第2号）（別添1）等により、維持管理における取組をお願いしているところです。

去る令和6年12月に、東京都内の小学校の体育館において、臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故を受け発出した、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」（令和7年1月10日付け事務連絡）により、各学校設置者等に対し、事故の防止対策の推進を要請したところですが、令和7年1月以降も、体育館における負傷事故が相次いで発生しています。

具体的には、令和7年1月に東京都内の中学校の体育館において、体育の授業中に生徒が滑り込みながら床に座った際、臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生しました。また、同月に宮城県内の小学校の体育館において、中学校のバレーボールの部活動中に生徒が滑り込みをした際、床板から露出していたねじ頭により膝に裂傷を負う事故が発生しました（別添2、3）。

同様の事案の再発防止と学校環境の安全確保に万全を期すため、改めて別添1の内容をご確認いただき、消費者庁報告書及び「学校における安全点検要領（令和6年3月）」

（別添4）も参考として、引き続き安全点検を実施するとともに、異常を発見した場合には、対策を講じていただくようお願いいたします。

その際は、バレーボール支柱等の体育器具設置に伴う床の傷や、木栓の浮きや抜け及びねじ頭の露出が無いかなども含めて点検を行っていただくようお願いします。

なお、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添 5）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校施設主管部課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

また、各都道府県スポーツ施設主管課におかれては、所管の社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知すると共に、域内の市区町村スポーツ施設主管課を通じ、市区町村所管の社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

(別添 1) 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号）

(別添 2) 東京都内の中学校体育館における事故の概要

(別添 3) 宮城県内の小学校体育館における事故の概要

(別添 4) 学校施設の安全点検要領の概要

(別添 5) 消費者事故等の通知について

(参考)

○消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 -体育館の床板の剥離による負傷事故-（平成 29 年 5 月 29 日消費者安全調査委員会）

[https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/pdf/report\\_010\\_171228\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf)

**【本件連絡先】**

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線 2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（社会体育施設での一般利用時における事故等について）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係

電話：03-5253-4111（内線 3773） E-mail：stiiki@mext.go.jp



29施施企第2号  
平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各指定都市教育委員会施設主管課長  
各都道府県施設主管課長  
各指定都市施設主管課長  
各都道府県私立学校施設担当課長  
各国公私立大学施設担当部課長  
各国公私立高等専門学校施設担当部課長  
各大学共同利用機関法人施設担当部課長  
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長  
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長  
山川 昌男



スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
仙台 光仁



#### 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の実施等を実施するようお願いします。

## 記

### 1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃<sup>\*1</sup>により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

### 2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

### 3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格<sup>\*2</sup>を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

### 4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

#### 5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いいたします。

#### (本件連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課  
環境施設企画係 島岡・古田  
電話：03-5253-4111（内線2288）  
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付  
施設企画係 山本  
電話：03-5253-4111（内線3773）  
E-mail：stiiki@mext.go.jp

#### 【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

([http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/))

## 東京都内の中学校の体育館における事故概要

### 1. 事故発生の経緯

令和7年1月中旬、東京都内の公立中学校の体育館において、体育の授業中に小走りで滑りながら体育館の床に座った生徒の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生した。

### 2. 事故及び体育館施設の状況

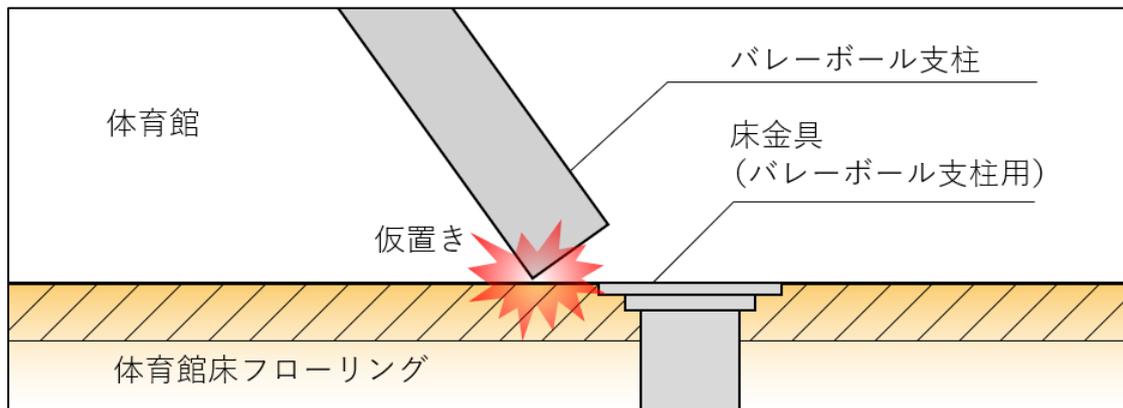
- ・授業終了時に生徒から教員に報告があり、負傷が判明した。その後、生徒は医療機関にて木片を除去した。
- ・剥離した床板の横にバレーボール支柱用の床金具があり、支柱を立てる際の仮置きによる凹み傷が剥離の原因となったと推測されている。



床板が剥離した箇所及び剥離した木片  
(生徒に刺さった木片は左側のもの 長さ：1.7 cm)



バレーボール支柱の仮置き等で傷ついた床板



バレーボール支柱の仮置きで傷ついた床板及びバレーボール支柱用の床金具 (略図)

### 3. 教育委員会の対応・再発防止策

- ・床板の緊急修繕を行うとともに、体育館内に同様の危険個所が無いことを確認した。
- ・域内の公立学校及び学校開放利用団体に対し、事故再発防止の注意喚起を行うとともに、全公立学校の床板等を対象とした緊急点検を実施する。

## 宮城県内の小学校の体育館における事故概要

### 1. 事故発生の経緯

令和7年1月中旬、宮城県内の公立小学校の体育館において、中学校のバレーボールの部活動中に生徒が滑り込みをした際、床板から露出していたねじ頭により膝に裂傷を負う事故が発生した。

### 2. 事故及び体育館施設の状況

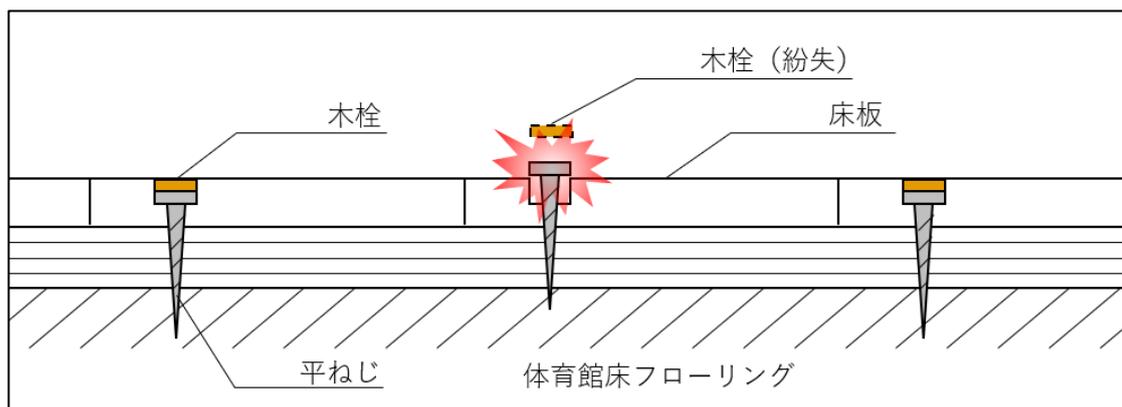
- ・床板から露出していたねじ頭に生徒の右足ひざ頭が接触し、9針を縫う裂傷を負った。負傷後、生徒は病院で治療を受けた。
- ・老朽化等により木栓が外れ、ねじ頭が露出したことが事故の原因と推測されている。



負傷事故の発生箇所  
(事故発生後、直ちにねじは撤去済み)



正常な木栓及び  
木栓が紛失して露出したねじ頭



木栓が紛失して露出したねじ頭 (略図)

### 3. 教育委員会の対応・再発防止策

- ・床板の緊急修繕を行うとともに、域内の全公立学校に注意喚起を行った。
- ・今後、体育館を利用する際には、毎回安全点検を実施するとともに、異常個所があった場合は直ちに利用を中止し、教育委員会に報告することとした。

見て

学び

実践し

事故防止

# 学校における安全点検要領

## 安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより事故発生リスクを把握し、定期的安全点検だけでなく、日常的安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの安全点検を行う際の視点を点検の方法、さらに、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

## 安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「いつでも」、「どこでも」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新してまいります。

主に、以下の内容で構成されています。

- ✓安全点検実施の考え方
  - ・点検体制、設置者との連携、専門家活用など
- ✓安全点検の種類と対象
  - ・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
- ✓事故等情報の共有
  - ・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
- ✓安全点検表等の活用
  - ・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
- ✓安全点検の方法の解説
  - ・場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介
- ✓安全点検取組事例
  - ・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>  
[anzenken/index.html](https://anzenken/index.html)



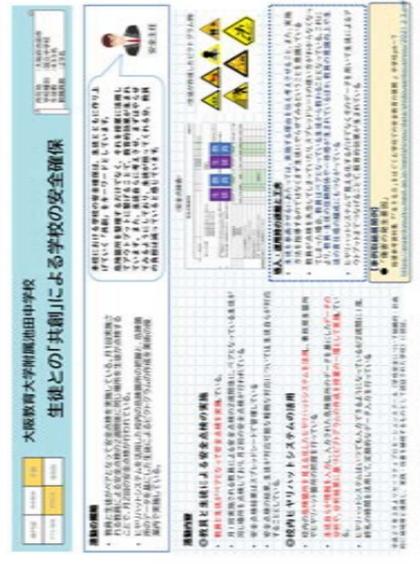
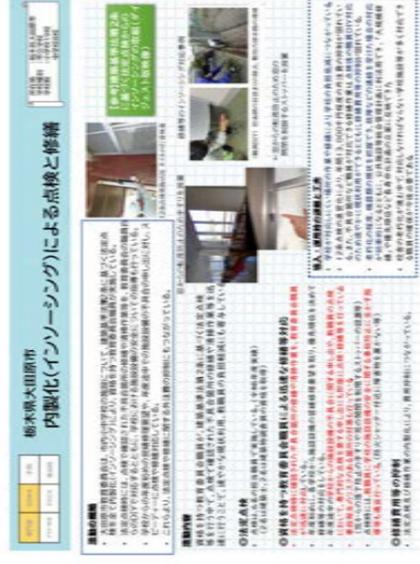
文部科学省

※トップページから見たい項目をクリックすると  
関連の画面が表示されます。



## 参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



## 「安全点検要領」を活用した先生方からの声

### 【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】

○これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。  
○安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

### 【安全点検表】

○点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。  
○点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。  
○点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等ができるのも良い。  
○集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすく良い。

### 【教職員の負担軽減】

○点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。  
○すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

### 【専門家の活用】

○教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。  
○デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

### 【安全教育】

○事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。  
○安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



# 安全点検要領は、このような活用ができます

## 見る

安全点検の実施方法が簡単に確認できます。



点検体制の整理（教職員、設置者、専門家の関わり）  
※金属疲労等の専門性が必要なものは専門家に依頼



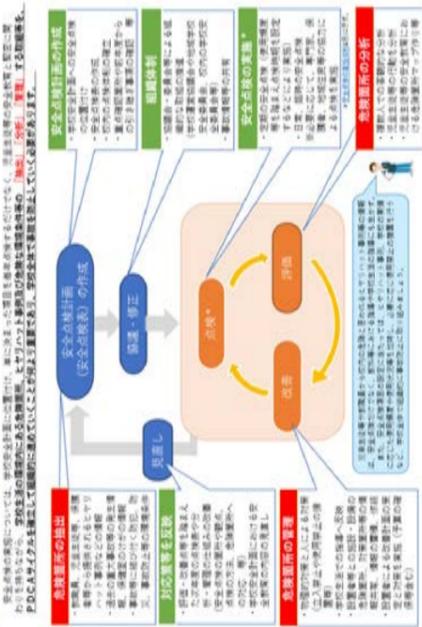
## 学ぶ

事故防止の重要な視点や見直しも参考にします。



危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方  
※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

### 2 学校における安全点検のPDCAサイクル



## 実践する

点検要領を参考に安全点検を実施。デジタル化による実施は点検が効率的。



学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集  
※デジタル化すれば、集計作業も効率的  
※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の事故防止の観点を重視

点検後の対応・対策  
※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

### 4 改善措置と計画的な確保整備

【改善措置】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【事故の発生リスク】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【点検の頻度】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説  
※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。

### 教室等の点検方法

【事故の発生リスク】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【点検の頻度】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

「安全点検要領」活用の一例を紹介します。各学校において、有効に活用してください。

点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説  
※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。

### 窓・ドア

【事故の発生リスク】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【点検の頻度】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方  
※児童生徒等の目線に立った確認が重要

### 2 「日常の安全点検」の実施の考え方

【日常の安全点検】の実施の考え方  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【点検の頻度】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

安全点検の「頻度」と「方法」  
※耐震性に関するものは年1回程度実施。ただし、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討

### 4 点検の頻度と方法

【点検の頻度】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【点検の方法】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

安全点検要領を活用した安全点検の実施  
※事故防止の視点を確認しながら、負担少なく、効率的に実施

（活用例）※タブレットを活用した場合  
① 点検方法をその場で確認（視聴）  
② デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検  
③ 点検表に点検結果や、改善を要する点などを入力



児童生徒等の安全教育としても活用  
※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要  
※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能

### 2 ヒヤリハット事例の活用

【ヒヤリハット事例を活用していく留意点】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

【ヒヤリハット事例を活用していく留意点】  
点検結果に基づき、点検結果を共有し、安全管理に努める取組。

# 床面

【点検時期】  
日常・行事前

☑床面の異常（滑りやすさなど）、破損（ささくれなど）などはないか。

## 【事故の発生リスク】

- ・濡れているところがあると、滑って転ぶ危険がある。
- ・体育の授業や休み時間、部活動等で、児童生徒が躓いて転倒や滑り込みなどをした際に、ささくれや欠けた木片などの剥離した床板の一部が突き刺さり負傷する危険がある など

## ■点検の視点

- 教室や廊下、屋内運動場などの床面に、濡れているところがないか点検します。
- 床板に危険なささくれや欠け、隙間などの破損がないか点検します。



屋内運動場の床の破損（雨漏りが重なり、床が大きく剥がれた）

## 床面の点検方法【動画】



屋内運動場床面のポールを立てる金具が開いたままだと危険



## ■主な点検の方法

### 【日常の安全点検】

- ・普段から教室や廊下などの床面に、濡れているところがないか、濡れているところがそのままになっていないか目視により確認する。
  - ・屋内運動場での授業や活動前に、床板に危険なささくれや欠け、隙間がないか確認する。
- また、屋内運動場の床面にポールを立てる金具が外れたままになっていないかも確認する。

## ■対応

- ・濡れているところは拭き取る。（雨漏りで濡れている場合などは、注意喚起とともに、学校の設置者に連絡しましょう。）
- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校の設置者に連絡しましょう。

【参考】床板の剥離による負傷事故の防止対策としての維持管理の取組等については、以下の通知を参照ください。

学校における安全点検に関する参考資料・体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（平成31年2月28日 事務連絡）

## 消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt\\_stiiki-300000727\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf)

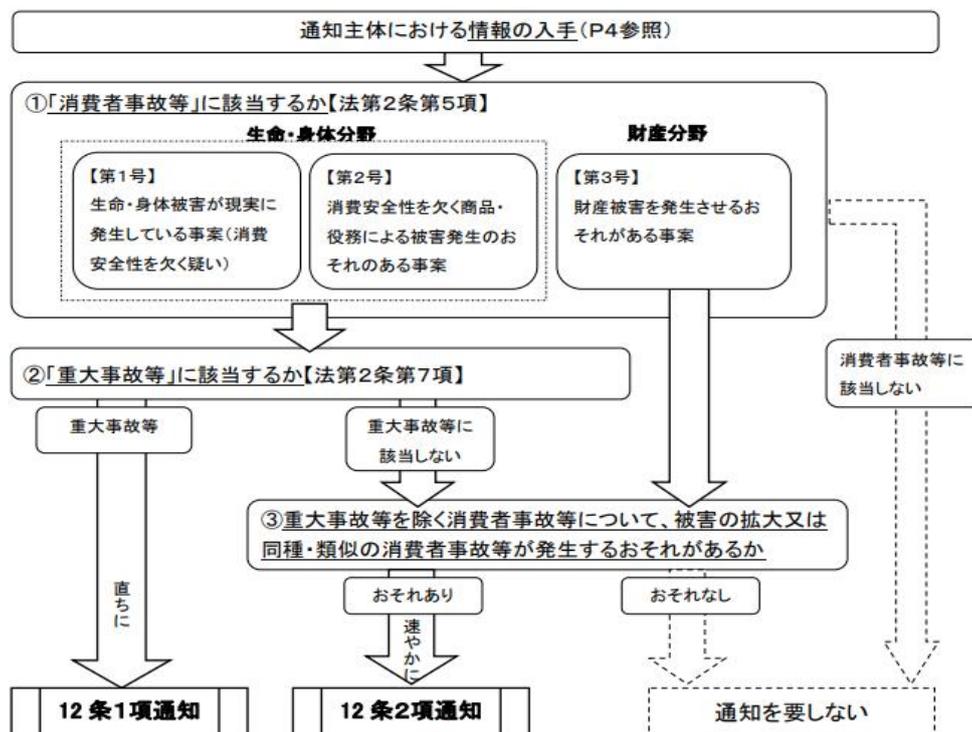
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_240312\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf)

### ●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

## ●通知すべき事案の考え方

### 「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

### 「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

### 「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

## ●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : [kyoiku@mext.go.jp](mailto:kyoiku@mext.go.jp)

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : [skikaku@mext.go.jp](mailto:skikaku@mext.go.jp)

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : [tiikisport@mext.go.jp](mailto:tiikisport@mext.go.jp)

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : [sangyo@mext.go.jp](mailto:sangyo@mext.go.jp)

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : [shisetulead-2@mext.go.jp](mailto:shisetulead-2@mext.go.jp)

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : [anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : [syosensy@mext.go.jp](mailto:syosensy@mext.go.jp)

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : [chisui@mext.go.jp](mailto:chisui@mext.go.jp)

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : [stiiki@mext.go.jp](mailto:stiiki@mext.go.jp)

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室(施設係)

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : [seisyone@mext.go.jp](mailto:seisyone@mext.go.jp)

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : [hourei@mext.go.jp](mailto:hourei@mext.go.jp)

事務連絡  
令和5年2月22日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課  
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
各都道府県・指定都市スポーツ主管課  
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課  
消費者庁消費者政策課  
文部科学省大臣官房総務課  
スポーツ庁健康スポーツ課

### 消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては、格別の御理解、御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省（スポーツ庁）において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。

教育機関等における消費者事故等が発生した場合の通知については、平成21年9月1日付け等で周知（直近では同29年6月2日付けで再周知）しておりますが、当該再周知から約5年が経過し、文部科学省における組織改編が行われたこと等を踏まえ、改めて消費者事故等の通知に係る業務フローを整理しましたので、今後は別添のとおり御通知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市除く。）の担当課に本事務連絡を御周知いただきますようお願いいたします。

#### <本件連絡先>

（消費者庁）

身体・生命に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）

E-mail：i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

財産に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者政策課 財産被害対策室

TEL：03-3507-9176（直通）

E-mail：i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp

（文部科学省）

文部科学省大臣官房総務課 法令審議室審議第四係

TEL：03-6734-2156（直通）

E-mail：hourei@mext.go.jp

(スポーツ庁)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2688 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

## 教育機関等における消費者事故等の通知方法

### 1. 消費者事故等の対象

別紙1「消費者安全法に関する通知制度の概要<sup>1</sup>」のとおりです。

教育機関等の施設を利用中に「事故」や「事態」が発生した場合、別紙1を御参照の上、消費者事故等に該当するか、御確認いただきますようお願いいたします。また、具体的な消費者事故等の事例については、別紙2「消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）」を御参照いただきますようお願いいたします。

### 2. 消費者事故等の通知様式

別紙3「消費者事故等情報通知様式」のとおりです。

### 3. 消費者事故等の情報通知先

別紙4「消費者事故等の情報通知先一覧」のとおりです。

教育委員会総務担当課や私立学校主管課、スポーツ施設主管課等におかれましては、教育機関等で死亡や負傷疾病に係る事故（事態）が発生した場合（教育機関等からの報告のほか、新聞等で把握した場合を含む。）には、教育機関等に対して、消費者事故等への該当性を御確認いただきますようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、従前どおり、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等を集約の上、御通知いただきますようお願いいたします。

### 4. その他

消費者事故等の通知<sup>2</sup>に当たりましては、次の資料も御参照いただきますようお願いいたします。

- (1) 消費者事故等の制度詳細：「消費者事故等の通知の運用マニュアル<sup>3</sup>」
- (2) 消費者安全法の解釈：「消費者安全法の解釈に関する考え方<sup>4</sup>」
- (3) 社会体育施設において消費者事故等が発生した場合：令和4年10月3日付事務連絡「消費者事故等の通知について<sup>5</sup>」

---

<sup>1</sup> 資料中①から③は消費者事故等のうち生命・身体の「安全分野」に関するものです。

<sup>2</sup> 次に掲げる消費者事故等については、別通知や別事務連絡により通知を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねて行う必要はありません。

- ・ 学校給食における食中毒
- ・ 幼稚園における事故
- ・ 国立学校法人附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部における事故

<sup>3</sup> 消費者庁ウェブサイト<URL>

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/consumer\\_safety\\_cms201\\_210105\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf)

<sup>4</sup> 消費者庁ウェブサイト<URL>

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/pdf/090901safety\\_8.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/090901safety_8.pdf)

<sup>5</sup> 文部科学省ウェブサイト<URL>

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt\\_stiiki-300000727\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.pdf)

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身体被害が**現実に発生している**事案（消費者安全法第2条第5項第1号）をいいます。

**要件1**： 事業者が（注：営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む）

- ・ 事業として供給する**商品・製品**
- ・ 事業のために提供し若しくは利用に供する**物品・施設・工作物**
- ・ 事業として若しくは事業のために提供する**役務**

を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

**要件2**： 政令で定める以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

- ・ **死亡事故**
- ・ **治療に一日以上を要する負傷・疾病**  
\*通常医療施設における治療の必要がない程度（例：絆創膏を貼れば足りる程度）のものを除く  
\*医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く
- ・ **一酸化炭素中毒**

**要件3**： 商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが**明らかであるものを除く**

- \*消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合  
→消費者事故には該当しない
- \*事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合  
→消費者事故に該当する

# 消費者安全法に関する通知制度の概要②(消費者事故等の定義)

教育機関等（学校、社会体育施設等）の施設を利用中に「事態」が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、「事態」とは、生命・身体被害が**現実には発生していない**事案（消費者安全法第2条第5項第2号）をいいます。

**要件1**： 消費安全性を欠く商品等又は役務の**消費者による使用・利用が行われた事態**であって、  
\*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合（事業者の倉庫内で腐敗）は消費者事故に該当しない

**要件2**： 商品または役務の使用等において、第1号に掲げる**事故が発生するおそれがあるもの**として政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- ・商品等・役務が**安全基準に不適合**  
\*例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅におけるヒートポンプの使用基準が該当
- ・<飲食物以外の>物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の**劣化**や、過熱・異常音等の**異常が生じた事態**  
\*例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当
- ・<飲食物に>腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の**異常が生じた事態**  
\*例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当
- ・窒息その他生命・身体に対する**著しい危険が生じた事態**  
\*例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

# 消費者安全法に関する通知制度の概要③(消費者事故等の定義)

事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち**重大事故等**は、次に掲げる「事故」、「事態」(消費者安全法第2条第7項第1号、第2号)をいいます。

## ○「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの

- ・ 死亡
- ・ 治療に30日以上を要する負傷・疾病(\*1)
- ・ 内閣府令で定める程度の身体障害(\*2)が残る負傷・疾病
- ・ 一酸化炭素中毒

\*1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・

→ 基本的には医療機関の判断を尊重

→ 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知(実際に30日を経過する必要はない)

\*2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・

→ 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など

## ○「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定めるもの

- ・ **安全基準不適合かつ、(飲食物以外の)物品・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に劣化が生じたこと**
- ・ 安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
- ・ 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
- ・ 火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

# 消費者安全法に関する通知制度の概要④(消費者事故等の通知)

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や地方公共団体に対して、消費者事故等の発生の際に、内閣総理大臣（消費者庁）への事故情報の通知を義務付けるものです。

## 【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できないものになっていないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備（2009年）し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

## ○ 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならない。

(消費者安全法第12条第1項)

## ○ 消費者事故等（重大事故等を除く。）の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、（略）被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

(消費者安全法第12条第2項)

## 消費者事故等の公表事例（文部科学省・スポーツ庁関係）

No.	発生場所	公表内容
1	小学校	小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込んだ生徒がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大事故等】
2	小学校	小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】
3	小学校	体育の授業でサッカーをしていた生徒がゴールポストの網にぶら下がったところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認された。【重大事故等】
4	小学校	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】
5	小学校	職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間で児童の頸部が挟まり、救急搬送され、低酸素脳症（疑い）による重傷。【重大事故等 消防庁通知】
6	小学校	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】
7	中学校	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中の生徒に当たり右足の指を骨折。【重大事故等】
8	高校	高校のグラウンドにおいて、生徒が投げた陸上競技用のハンマーが他の生徒の頭に当たり、病院に搬送されたが死亡した。【重大事故等】
9	高校	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔面を直撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】
10	高校	登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と教員1名の計8名が死亡。【重大事故等】
11	高校	水泳の授業中、教諭がデッキブラシの柄で示した高さを越えて飛び込むように指示したところ、その指示に従いプールに飛び込んだ生徒が、頭部を水底に強打し、頸髄損傷等の重傷。【重大事故等】
12	高校	高校の体育館の照明器具が落下。
13	スタジアム ※公共施設	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、スポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
14	武道場 ※公共施設	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していたところ、床材の一部（木片）が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
15	体育館 ※公共施設	公共施設（体育館）において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重大事故等】
16	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中に床に滑り込んだ際に、剥離した床材の一部が左太ももに刺さり、16針を縫合。【重大事故等】
17	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の衝撃で剥離した床材の一部（木片）が左太ももに刺さり、全治2週間の負傷。
18	体育館 ※公共施設	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだところ、床材の一部（木片）が腹部に刺さり、負傷。救急搬送先で木片を除去。
19	体育館 ※公共施設	体育館において、バスケットボールの練習中に床に滑り込んだ際に剥離した床材の一部が右膝に刺さり、13針縫う負傷。
20	体育館 ※公共施設	体育館において、着座から後方へ引くように立ち上がったところ、床材の一部が臀部に刺さり、負傷。

# 文 部 科 学 省 消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

## 1. 本件の取り扱いについて

(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。)

公益通報                       企業機密                       行政処分予定

## 2. 通知者に関する事項

(通知主体の情報を記入します。文部科学省で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体  
(行政機関名等)



担当者名：

所属部署：

電話番号：


② 通知日時

年  月  日  時  分頃 → 第  報

## 3. 事故等の種別

(事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表1参照。)

安全分野 (生命・身体被害)

重大事故等

重大事故等以外

財産被害分野 (表示・取引)

## 4. 事故等が発生した日時・地域

(事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。)

① 発生日時

年  月  日  時  分頃

② 発生地域

(都道府県等)

(市町村)

## 5. 事故等が発生した場所

(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を ( ) に記入します。)

施設等の場所

住宅

店舗・  
商業施設

学校

病院・福祉  
施設

公園

道路

公共施設

海・山・川  
等自然環境

車内・機内  
・船内

その他 → (

\_\_\_\_\_ )

施設内の場所

階段

浴槽・  
風呂場

台所

玄関

居室

洗面所

ベランダ

庭

廊下

昇降機  
(エレベータ)

エスカータ

動く歩道

自動ドア

回転扉

その他 → (

\_\_\_\_\_ )

## 6. 情報を得た日時

(本件の情報を得た年月日および時間を記入します。)

情報を得た日時

年  月  日  時  分頃

## 7. 情報を得た方法

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を( )に記入します。)

来所       電話       F A X       文書(手紙等含む)  
 電子メール       その他 → ( \_\_\_\_\_ )

## 8. 情報提供者

(本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)

消費者       公益通報者       職権探知  
 事業者(製造)       事業者(販売)       事業者(同業他者等その他)

情報提供者の氏名または事業者名 → \_\_\_\_\_  
 情報提供者の住所 → \_\_\_\_\_  
 情報提供者の電話番号 → \_\_\_\_\_

情報提供者不明・匿名

文部科学省及び消費者庁からの直接連絡  
 (可・不可)

## 9. 被害者(負傷者・契約当事者等)

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は…  情報提供者自身       情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数  人

性别人数      男性  人      女性  人  
 年齢別人数      0歳以下  人      1歳以下  人      2歳以上5歳未満  人      10歳未満  人  
                     10歳代  人      20歳代  人      30歳代  人      40歳代  人  
                     50歳代  人      60歳代  人      70歳代  人      80歳以上  人  
 職業別人数      給与生活者  人      自営業・自由業者  人      家事従事者  人      高校生以上の学生  人  
                     中学生  人      小学生  人      保育幼稚園児  人      未就園児  人  
                     無職  人      その他  人      不明  人

## 10. 事故等の原因の特定情報

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)

① 事業者の属性

製造業者・輸入業者 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )  
 販売業者等(購入先・契約先) → 名称 ( \_\_\_\_\_ )  
 信用供与者(信販、クレジット、リース等) → 名称 ( \_\_\_\_\_ )  
 工事業・修理業者 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )  
 その他 → 名称 ( \_\_\_\_\_ )

② 商品・役務名

③ 型式・ロット番号

【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

事故情報

ヒヤリハット情報

12. 安全分野の事故等の種類

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)

死亡

負傷・疾病

一酸化炭素中毒

安全基準不適合

飲食物の異常

飲食物以外の異常

窒息等の危険

火災等の異常な事態

13. 安全分野の事故等の内容

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を( )に記入します。)

火災事故

発煙・発火・過熱

点火・燃焼・消火不良

破裂

ガス爆発

ガス漏れ

燃料・液漏れ等

化学物質による危険

漏電・電波等の障害

製品破損

部品脱落

機能故障

転落・転倒・不安定

操作・使用性の欠落

交通事故

誤飲

中毒事故

異物の混入

腐敗・変質

その他 → (

\_\_\_\_\_ )

14. 安全分野の事故等の原因

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

製品自体の不良

表示又は取扱説明書の不備

製品自体の不良

表示の不備

経年劣化

業者の設置・施行不良

業者の修理不良

業者輸送中の取扱いの不備

消費者の誤使用

消費者の不注意

消費者の設置・施行不良

消費者の修理不良

製品には起因しない偶発的事故

その他

原因不明

調査中

調査不能

原因調査機関 →

### 15. 安全分野の事故等の品目

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- |  |                                    |                                |                                  |
|--|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料品             | <input type="checkbox"/> 家電製品      | <input type="checkbox"/> 住居品   | <input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品 |
| <input type="checkbox"/> 光熱水品            | <input type="checkbox"/> 被服品       | <input type="checkbox"/> 保健衛生品 | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物  |
| <input type="checkbox"/> 建設・設備           | <input type="checkbox"/> 保険・福祉サービス |                                |                                  |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                                    |                                |                                  |

### 16. 被害の状況

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を ( ) に記入します。)

- |  |                                      |                                  |   |
|--|--------------------------------------|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 骨折              | <input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫       | <input type="checkbox"/> 切断      | <input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷<br>・打撲傷 |
| <input type="checkbox"/> 刺傷・切傷           | <input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷     | <input type="checkbox"/> 内臓損傷    | <input type="checkbox"/> 神経<br>・脊髄の損傷   |
| <input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷          | <input type="checkbox"/> 窒息          | <input type="checkbox"/> 熱傷      | <input type="checkbox"/> 凍傷             |
| <input type="checkbox"/> 皮膚障害            | <input type="checkbox"/> 感電障害        | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒 | <input type="checkbox"/> 食中毒            |
| <input type="checkbox"/> その他の中毒          | <input type="checkbox"/> 感覚機能の<br>低下 | <input type="checkbox"/> 呼吸器障害   | <input type="checkbox"/> 消化器障害          |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                                      |                                  |   |

### 17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)【必須】

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

(財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表3参照。)

- |   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な<br>広告・表示          | <input type="checkbox"/> 不実告知・<br>事実不告知                | <input type="checkbox"/> 断定的判断の<br>提供    | <input type="checkbox"/> 不退去・<br>退去妨害    |
| <input type="checkbox"/> 消費者を欺き、<br>威迫し、困惑さ<br>せる | <input type="checkbox"/> 事業者の損害賠<br>償責任等を免除<br>する契約条項  | <input type="checkbox"/> 損害賠償請求の<br>制限違反 | <input type="checkbox"/> キャンセル料の<br>制限違反 |
| <input type="checkbox"/> 法によって無効<br>とされる契約条<br>項  | <input type="checkbox"/> その他消費者の<br>利益を一時的に<br>害する契約条項 | <input type="checkbox"/> 履行拒否・<br>履行遅延   | <input type="checkbox"/> 違法景品            |
| <input type="checkbox"/> 不招請勧誘                    | <input type="checkbox"/> 適合性原則違反                       | <input type="checkbox"/> 書面交付義務<br>違反    | <input type="checkbox"/> 説明義務違反          |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )          |  |  |  |

19. 財産被害分野の事故等の分野

(財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表4参照。)

- |  |                               |                               |                                |
|--|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 商品              | <input type="checkbox"/> 役務   | <input type="checkbox"/> 先物   | <input type="checkbox"/> 金融・投資 |
| <input type="checkbox"/> 賃貸借             | <input type="checkbox"/> 多重債務 | <input type="checkbox"/> 架空請求 | <input type="checkbox"/> 過量販売  |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                               |                               |                                |

20. 財産被害分野の事故等の態様(販売購入形態)

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表5参照。)

- |  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 店舗購入            | <input type="checkbox"/> 訪問販売              | <input type="checkbox"/> キャッチ<br>セールス      | <input type="checkbox"/> アポイント<br>メントセールス |
| <input type="checkbox"/> 通信販売            | <input type="checkbox"/> インターネット<br>ショッピング | <input type="checkbox"/> インターネット<br>オークション | <input type="checkbox"/> テレビ<br>ショッピング    |
| <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売          | <input type="checkbox"/> マルチ・<br>マルチまがい    | <input type="checkbox"/> 業務提供誘因<br>販売      | <input type="checkbox"/> 特定継続的<br>役務提供    |
| <input type="checkbox"/> ネガティブ・<br>オプション | <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )   |  |   |

21. 財産被害分野の事故等の態様(契約の成否)

(財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- |                                    |                                       |                             |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 既に契約・申込した | <input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない | <input type="checkbox"/> 不明 |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|

22. 財産被害分野の事故等の態様(信用供与の有無)

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表6参照。)

- |                             |  |   |   |
|-----------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 自社割賦            | <input type="checkbox"/> 包括信用購入<br>あつせん(クレ<br>ジットカード) | <input type="checkbox"/> 個別信用購入<br>あつせん |
| <input type="checkbox"/> 借金 | <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |   |   |

**23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）**

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。）

既払い金額	→	<input type="text"/>	円
商品・役務自体の金額	→	<input type="text"/>	円
申込金	→	<input type="text"/>	円
クレジット等手数料	→	<input type="text"/>	円
その他	{	<input type="text"/>	円（ _____ ）
		<input type="text"/>	円（ _____ ）
		<input type="text"/>	円（ _____ ）

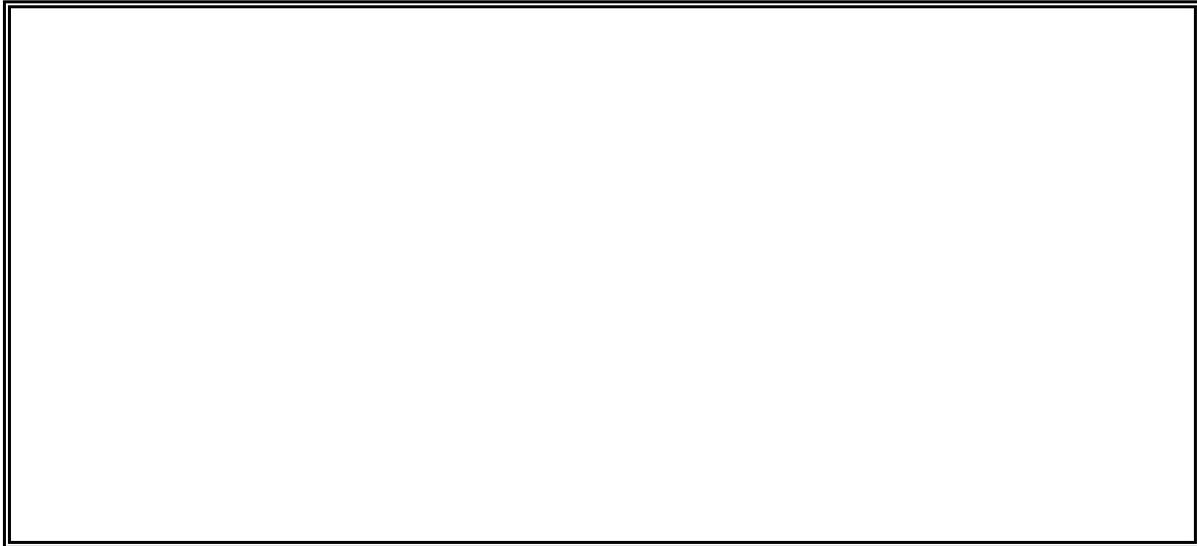
被害金額は不明

**24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）【必須】**

（財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）

**25. 通知するとした判断理由（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）**

（通知すると判断した理由について、自由に記載します。）



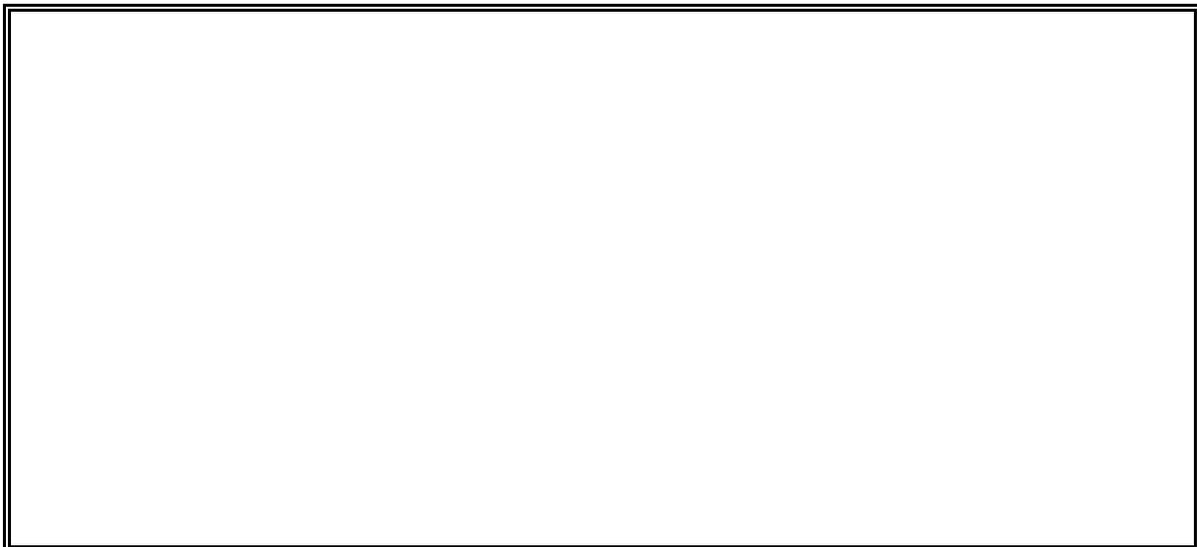
**26. 関連事項（重大事故等以外の消費者事故等のみ記入）**

（関連する事項があれば、自由に記載します。）



**27. その他特記事項**

（その他特記すべき事項について、自由に記載します。）



消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。（※赤字部分が変更箇所）

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL：03-6734-2565（直通）

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

（学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL：03-6734-2674（直通）

E-mail：skikaku@mext.go.jp

（運動部活動中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL：03-6734-3953（直通）

E-mail：tiikisport@mext.go.jp

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

TEL：03-6734-2904（直通）

E-mail：sangyo@mext.go.jp

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL：03-6734-2292（直通）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に起因する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL：03-6734-2966（直通）

E-mail：anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室(施設係)

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp